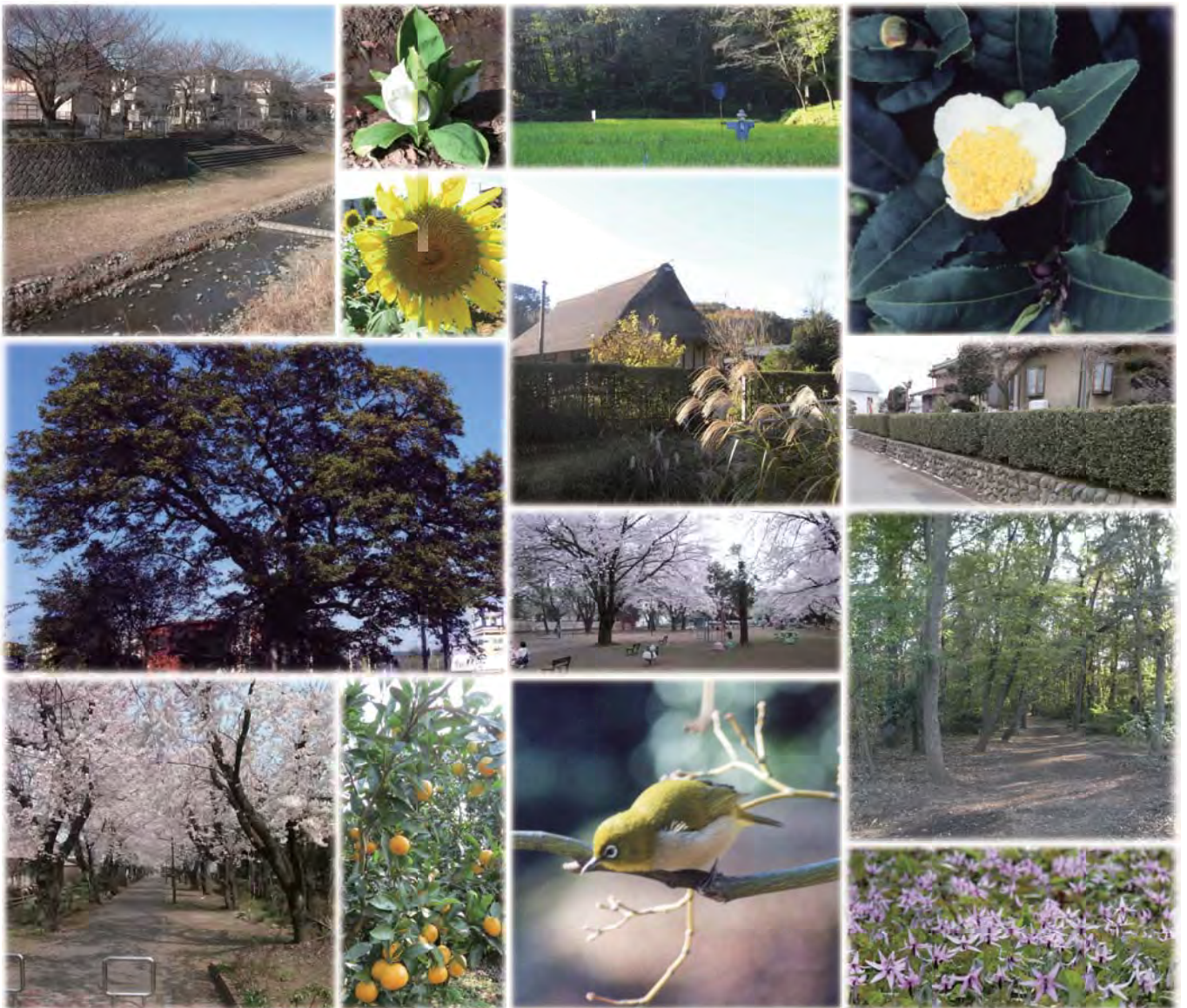


ハート & グリーン

武蔵村山市 第二次みどりの基本計画 (平成25年度～平成34年度)



ハート & グリーン

武蔵村山市

第二次みどりの基本計画

(平成 25 年度～平成 34 年度)

「豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆でつくりだす みどりのまち むさしむらやま」をめざして

私たちのまち武蔵村山市では、昭和61年に「武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例」を制定し、保存樹木等の指定を行うとともに、平成2年には、市制施行20周年を機に「ハート&グリーン 武蔵村山市緑の基本計画」を策定し、みどり豊かな狭山丘陵を中心に、快適な都市環境を次世代に引き継いでいくための指針として、具体的なみどりの施策の展開を図ってまいりました。



また、平成6年には、都市緑地保全法（現：都市緑地法）が改正されたことなどから、平成9年3月に当該計画を改訂し、市内のみどりの保全・創出に努めてきました。

しかしながら、近年の社会情勢の変化とあわせ、みどりへの関心と期待はますます高まり、地球規模の温暖化対策や生物多様性の保全、環境の保全、都市防災への役割及びレクリエーションの場の提供など、市内のみどりの役割についても多様化が求められております。

これを受け、緑の基本計画の見直しを行い、今後10年間の緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を定め、本市の将来像である「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」をイメージに、「豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆でつくりだす みどりのまち むさしむらやま」の実現に向け、この計画を推進してまいります。そのためには、市民、事業者の皆様と市が協働していくことが必要であり、御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、今回の武蔵村山市第二次みどりの基本計画策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただいた武蔵村山市緑化審議会委員をはじめ、みどりに関する市民意識調査に御協力をいただいた市民の皆様やパブリックコメントに貴重な御意見をいただいた市民の皆様など、多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

平成25年3月

武蔵村山市長 藤野 勝

目 次

第1章 みどりの基本計画の概要	1
1-1 みどりの基本計画とは	2
1-2 みどりの基本計画策定の背景	2
1-3 みどりの基本計画の「みどり」とは	3
第2章 みどりの現況	5
2-1 武蔵村山市の概要	6
2-2 みどりの現況	8
第3章 計画の達成状況	15
3-1 みどりの計画目標の達成状況	16
第4章 みどりの課題と策定の視点	17
4-1 みどりの課題	18
4-2 みどりの基本計画策定の視点	20
第5章 みどりの将来イメージと基本理念	21
5-1 みどりの将来イメージ	22
5-2 みどりの基本理念	22
5-3 計画の愛称	22
5-4 計画の基本方針	23
第6章 計画のフレームと目標設定	25
6-1 計画のフレーム	26
6-2 計画の目標設定	27
第7章 みどりの配置に関する方針	29
7-1 環境保全系統のみどりの配置方針	30
7-2 レクリエーション系統のみどりの配置方針	31
7-3 防災系統のみどりの配置方針	32
7-4 景観構成系統のみどりの配置方針	33
7-5 総合的なみどりの配置方針	34

第 8 章	みどりの将来像の実現に向けた施策	39
8-1	施策の体系	40
8-2	施策の内容	42
	基本方針 1	42
	基本方針 2	46
	基本方針 3	52
	基本方針 4	61
	基本方針 5	64
第 9 章	緑化重点地区	69
9-1	緑化重点地区の検討	70
第 10 章	計画の推進	71
10-1	推進体制	72
10-2	進捗管理	76
第 11 章	地域別方針	77
11-1	北東地域	78
11-2	南東地域	80
11-3	南西地域	82
11-4	北西地域	84
資料編		87
資料 1	施策の取組状況	88
資料 2	みどりに関する市民の意識	93
資料 3	武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例	96
資料 4	武蔵村山市緑化審議会規則	99
資料 5	武蔵村山市緑化審議会委員名簿	100
資料 6	武蔵村山市緑化審議会開催状況	100
	用語解説	102

本文中の「※」のついた用語は資料編「用語解説」に解説を記載しています

第1章 みどりの基本計画の概要

第1章 みどりの基本計画の概要



1-1 みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画の概要

「みどりの基本計画」は、*都市緑地法第4条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、武蔵村山市が市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するために策定するもので、みどりと*オープンスペースに関する総合的な計画です。

(2) みどりの基本計画の位置付け

みどりの基本計画は、上位計画である「*武蔵村山市第四次長期総合計画」、まちづくりの基本プランである「*武蔵村山市まちづくり基本方針（*都市計画マスタープラン）」と整合を図るとともに、「*武蔵村山市環境基本計画（改訂版）」、東京都及び区市町が合同で策定した「*都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」並びに東京都及び区市町村が合同で策定した「*緑確保の総合的な方針」など、各種関連計画と連携した計画です。

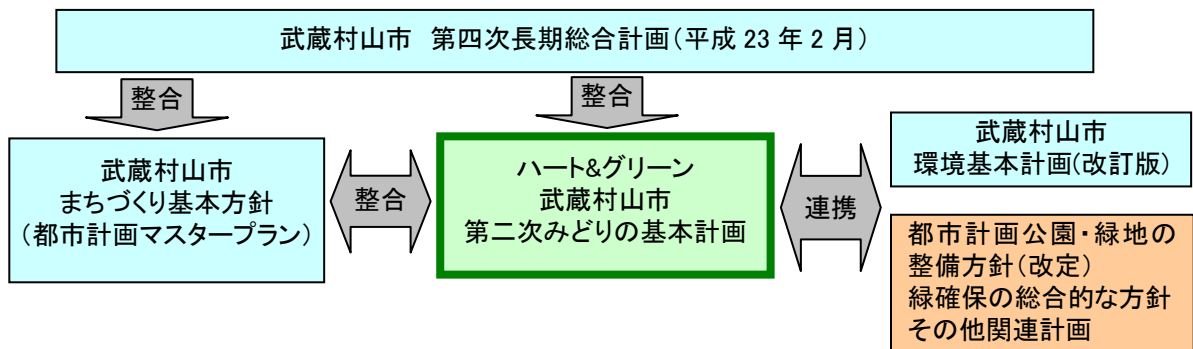


図 1-1 みどりの基本計画の位置付け

1-2 みどりの基本計画策定の背景

本市では、平成9年3月に「武蔵村山市緑の基本計画（改訂）」（以下「旧計画」という。）を策定しました。その後、旧計画に基づいてみどりの保全と緑化の推進に取り組んできましたが、目標年次である平成22年度（2010年度）を迎え、計画の期間が満了となりました。

この間、平成16年には*景観緑三法が成立し、みどりの基本計画の根拠法である都市緑地法（旧都市緑地保全法）、*都市計画法などの見直しが行われ、この見直しにより、*都市公園の整備方針について盛り込むことを明確化するなど、新たなみどりの保全、緑化推進のための制度が拡充されました。また、本市のまちづくりの最も基本となる「武蔵村山市第四次長期総合計画」が、平成23年2月に策定されました。さらに、少子高齢化の進行、

自然災害への対応、生物多様性の保全の重要性など、社会情勢も変化しています。

このようなまちづくりの動向、社会情勢や環境の変化に対応して旧計画を見直し、「武蔵村山市第二次みどりの基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画の策定においては、樹林地や農地のみどりだけではなく、新たな視点で総合的なみどりのまちづくりを進めていくことから、旧計画の「緑」は「みどり」としました。

1-3 みどりの基本計画の「みどり」とは

（１）みどりとは

「本計画」では、「みどり」を次のように捉えます。

- ◆ 地域の文化や風土を培ってきた樹林地や河川・池等の水辺
- ◆ スポーツやレクリエーションなどの余暇活動の場、災害時の避難場所となる公園・緑地など
- ◆ 郷土愛や文化を育む社寺林、※屋敷林、大樹
- ◆ 美しい景観や季節感を感じる生け垣、街路樹
- ◆ 新鮮な野菜を供給するとともに避難空間となる農地
- ◆ 人工的な都市空間をやわらげ「個性」を表現する宅地内の植木や小さな草花

これらが相互に関連しながら、「みどりのまち」を形づくっています。

（２）緑地とは

「法律や条例等により、緑地としての永続性が将来にわたり担保されているもの」、「将来的に担保する必要のあるもの」、「社会通念上の緑地として永続性を有するもの」などの、何らかの制度上の裏付けにより永続的に確保される「みどり」を緑地として捉え、以下の3つに区分します。

- ◆ **公園・緑地等の都市施設とする緑地**
公園・緑地等として都市計画決定されているもの、都市公園、広場、その他条例等による公園・緑地など公共の施設とする緑地。
- ◆ **制度上安定した緑地**
※近郊緑地保全区域、※特別緑地保全地区、※生産緑地地区、※自然公園、※保安林、※緑地保全地域などのように、法律や条例に基づき、地域あるいは地区を指定して、保全を図る緑地及び公共空地。
- ◆ **社会通念上安定した緑地**
社寺境内地、小・中学校、高等学校、大学、病院、研究機関等の、今後とも安定して残るものと考えられる緑地。

(3) みどりの機能

本計画の「みどり」は私たちの日常生活と結びついているみどりであり、多様な機能を持っています。

◆ 人と自然が共生する都市環境を形成します。

植物は二酸化炭素の吸収、大気の浄化、*ヒートアイランド現象の緩和、騒音・振動の緩和などの機能を持っています。また、生き物の生育地・生息地となっています。

◆ 多様なレクリエーションの空間を形成します。

自然とのふれあいの場、健康増進の場、スポーツの場、コミュニティ形成の場など、多様なレクリエーション活動に対応した空間を形成します。

◆ 災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性・防災性を高めます。

災害時の避難路や一時的な避難地、火災の延焼防止帯、救助活動やボランティアなどの救援活動の拠点、復旧活動の拠点となります。

◆ 四季の変化に富んだ美しい景観を形成します。

みどりは気候、風土に応じて固有な地域性を有し、四季の変化に富んだ快適な生活環境や美しい景観を形成します。

第2章 みどりの現況

第2章 みどりの現況



2-1 武蔵村山市の概要

(1) 位置と地勢

本市は、新宿副都心から約 30km 西側にあり、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に接しています。

道路は、東西に新宿と連絡する新青梅街道（主要地方道(5)）、南北に八王子と連絡する八王子武蔵村山線（主要地方道(59)）及び立川と連絡する所沢武蔵村山立川線（主要地方道(55)）などによる道路網が形成されています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵は埼玉県と接し、*首都圏近郊緑地保全法に基づく狭山近郊緑地保全区域や、自然公園法及び都条例により都立狭山自然公園が指定されています。さらに、*都市計画緑地として狭山緑地（未整備）及び*観音寺森緑地（未整備）が、*都市計画公園の*広域公園として*野山北・六道山公園及び*中藤公園（未整備）が指定され、重要なみどりとして法的に位置づけられています。

狭山丘陵の麓から南には平坦な武蔵野台地が広がり、宅地や畑（茶、野菜、果樹園など）がその多くを占めています。

本市の流域は多摩川水系と荒川水系の境にあたります。主要河川として一級河川の残堀川と空堀川があり、瑞穂町を源とする残堀川は、昭島市、立川市を経て立日橋下流で多摩川に合流しています。一方、本市を源とする空堀川は東流し、東大和市、東村山市を経て、清瀬市内で柳瀬川に合流します。

武蔵村山市の位置

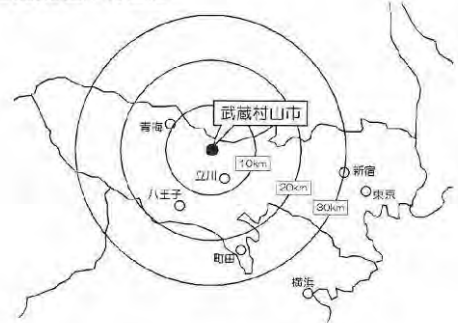


図 2-1 武蔵村山市の位置

(2) 人口

人口は昭和 40～45 年にかけて都営村山団地の建設等により急増し、平成 7 年頃までは大きく増加してきました。その後人口の伸びは次第に緩やかになり、人口と世帯数は平成 24 年 10 月 1 日現在 72,025 人、29,659 世帯となっています。

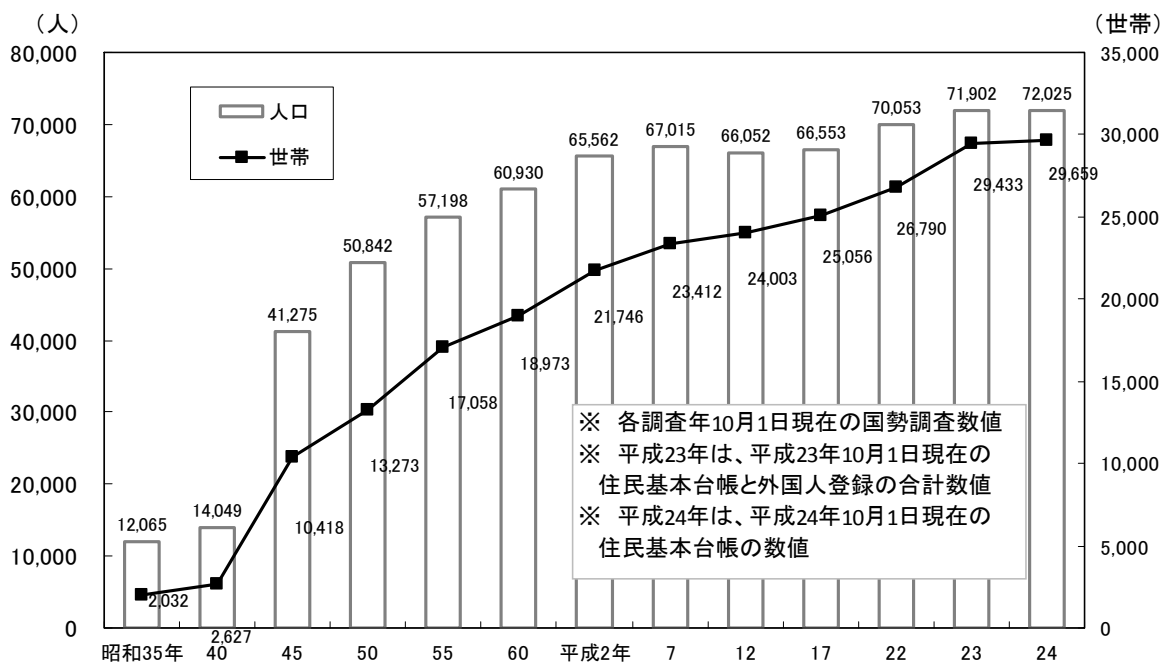


図 2-2 人口・世帯数の推移

年齢 3 区分の推移を見ると、14 歳以下の年少人口の割合は平成 16 年に 15.0%まで低下しましたが、それ以降は若干の増加を示しています。一方 65 歳以上の高齢者人口の割合は平成 24 年に 21.6%に達しており、今後もさらに高齢化が進行すると予想されています。

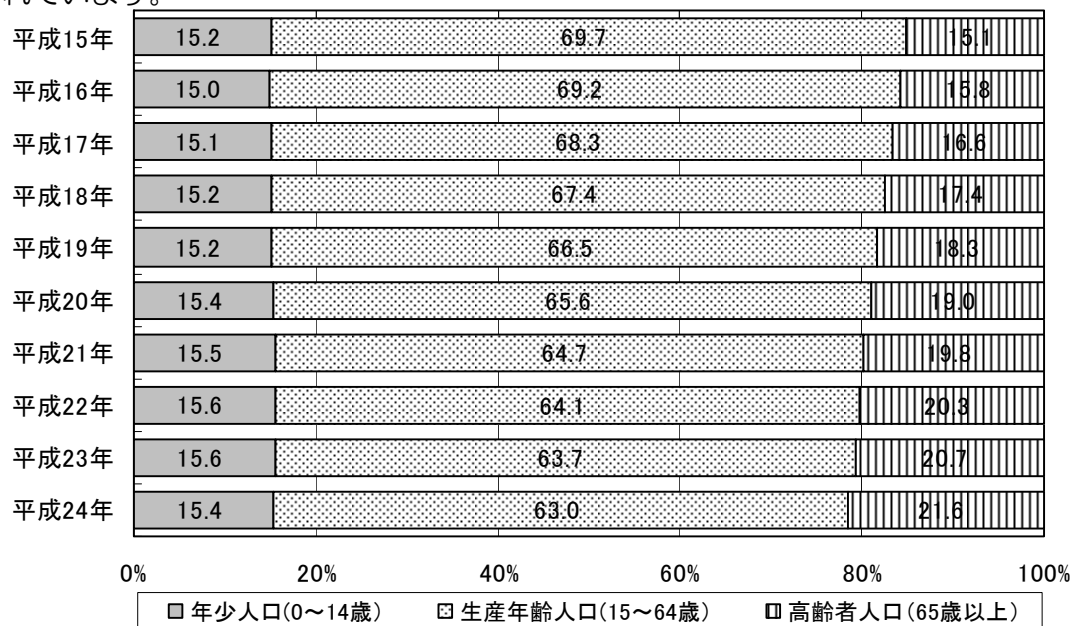


図 2-3 年齢 3 区分別人口構成比の推移

各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳と外国人登録の合計数値
 (平成 24 年は、平成 24 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳数値)

(3) 動植物

本市の北部に位置する狭山丘陵は、みどりや湧水に恵まれ、豊かな生態系を育んでいます。

コナラなどの落葉樹を中心とした雑木林、神社の周りに残る常緑樹林、*谷戸のハンノキ林内には、アズマネザサやクマザサが密生しているなど、様々な植物が見られます。

また、丘陵地の植物の生育状況に応じて様々な昆虫類やそれを餌とする動物が生息しています。エノキを食草とするオオムラサキ、コナラやクヌギを食草とするアカシジミなどが確認されています。クヌギなどの樹液にはカナブンやカブトムシ、スズメバチなどが集まり、谷戸の水溜りには、ゲンゴロウの仲間やアメンボなどを観察することができます。

しかし、市内全域を見渡してみると都市化の影響や河川のコンクリート護岸整備などに伴って、動植物の生育・生息環境が失われつつあります。

狭山丘陵にはオオムラサキやアカシジミなどの希少な動植物が生育・生息しており、これらの種を保全していくためには、自然環境に配慮した開発や河川の親水護岸化、樹林地や水辺とのネットワーク化などを広域的な観点で進めていく必要があります。

2-2 みどりの現況

(1) 緑被の状況

本市のみどりの拠点である北部一帯の狭山丘陵は、大部分が*里山林から成っています。武蔵野台地上には多くの農地が分布しており、平地林も点在しています。

*緑被率（樹木、草地、農地）は、市全体で44.5%でした。

緑被率の推移では、平成8年度の39.7%から、平成23年度では44.5%に増加しました。南部の緑被率は増加しており、日産自動車村山工場跡地の商業施設、公園などの整備

が増加要因の一つです。また、南西部は減少、南東部は微増でした。北西部、北東部の緑被率は増加しましたが、調査精度が向上したことにより青梅街道沿いの屋敷林等の緑被の調査が可能となったことが主な要因です。

表 2-1 緑被状況（平成23年度調査）

緑被項目	面積(ha)	率(%)
樹木	356.91	23.22
草地	96.78	6.30
農地	229.53	14.93
緑被計	683.22	44.45
水面	9.65	0.63
オープンスペース計	692.87	45.08
道路・構造物等	844.13	54.92
市全体面積	1,537.00	100.00

表 2-2 緑被の推移

地域	面積 (ha)	緑被(平成8年度)		緑被(平成23年度)		緑被(増減)	
		面積(ha)	率(%)	面積(ha)	率(%)	面積(ha)	ポイント
北西部	311	173.04	55.64	196.56	63.20	23.52	7.56
北東部	284	133.50	47.01	156.31	55.04	22.81	8.03
南西部	365	175.40	48.05	174.57	47.83	△ 0.83	△ 0.22
南部	288	59.61	20.70	82.13	28.52	22.52	7.82
南東部	289	68.88	23.83	73.65	25.48	4.77	1.65
市全体	1,537	610.43	39.72	683.22	44.45	72.79	4.73

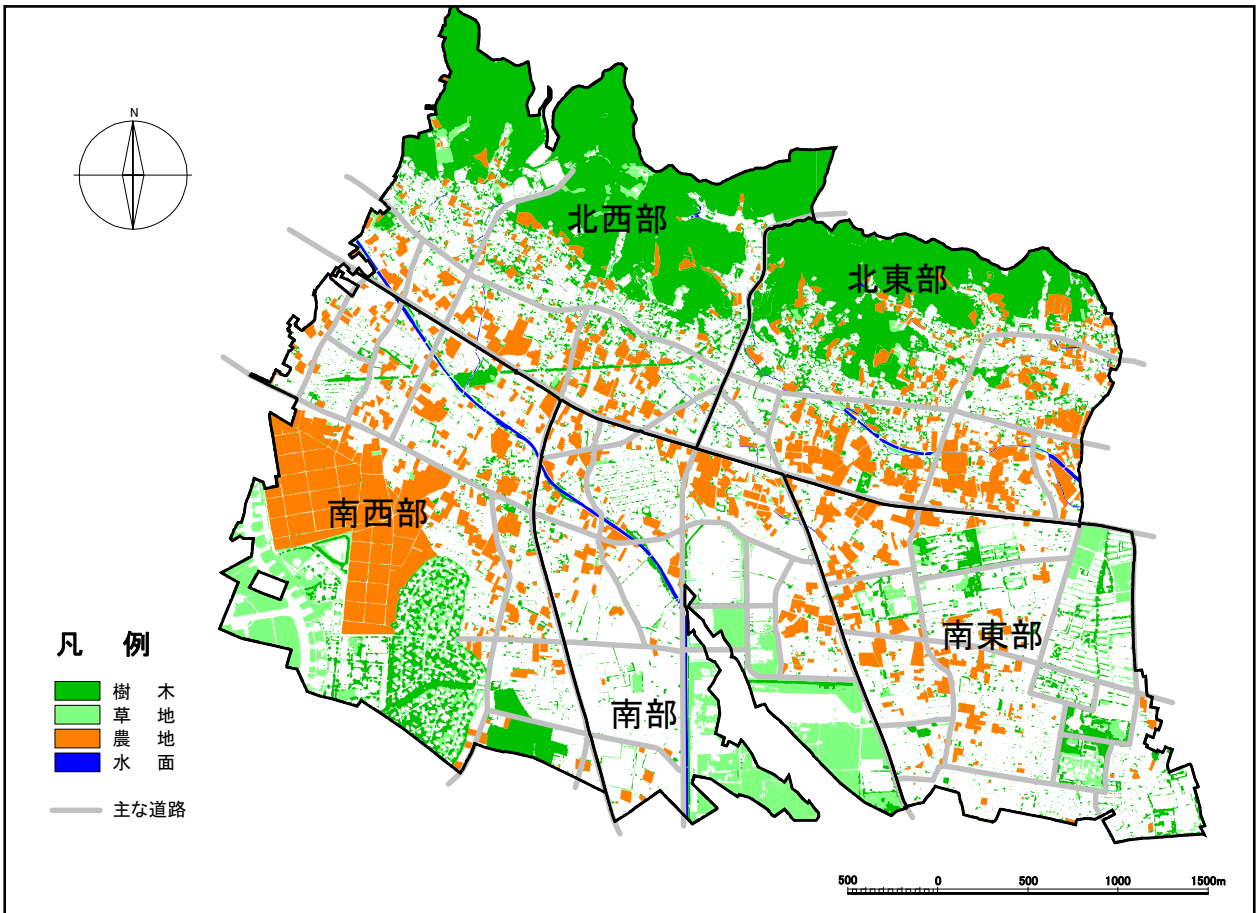


図 2-4 5 地域別緑被分布図(平成 23 年度調査)

なお、平成 8 年度調査との比較のため、旧計画の 5 地域区分で行っていますが、本計画第 11 章地域別方針での地域区分は「武蔵村山市まちづくり基本方針」の地域区分と整合させるため 4 地域としています。4 地域区分の緑被率は表 2-3 のとおりです。

表 2-3 地域別緑被状況（平成 23 年度調査）

地域	面積 (ha)	緑被(ha)			計	緑被率 (%)
		樹木	草地	農地		
北東地域	284	102.35	2.16	51.80	156.31	55.04
南東地域	429	36.05	40.09	39.85	115.99	27.04
南西地域	513	58.42	48.01	107.93	214.36	41.79
北西地域	311	160.09	6.52	29.95	196.56	63.20
市全体	1,537	356.91	96.78	229.53	683.22	44.45

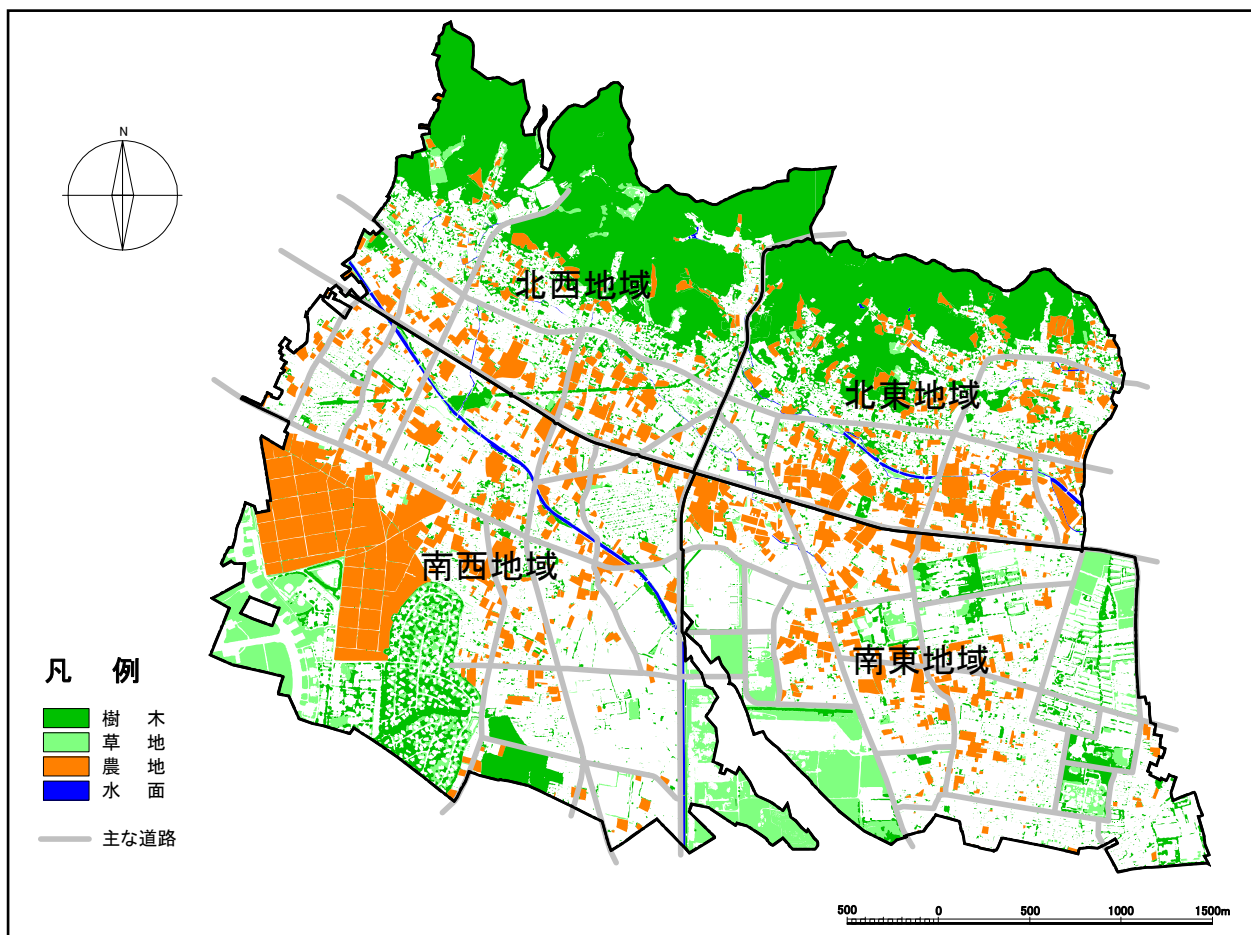


図 2-5 4 地域別緑被分布図（平成 23 年度調査）

(2) 農地の状況

関東農政局資料による本市の耕地面積は、平成4年度が335haでしたが、年々減少し平成23年度は211haでした。

生産緑地地区の指定面積の推移では、平成4年度の指定面積は109.52haでしたが、平成23年度は101.98haでした。生産緑地地区は平成15年度より毎年度追加指定を行っており、平成23年度までに約7.8haが追加指定されています。そのため、生産緑地地区の指定面積は減少に歯止めがかかっていますが、耕地面積では124ha減少しており、生産緑地地区に指定されていない農地の減少が大きいですことが分かります。

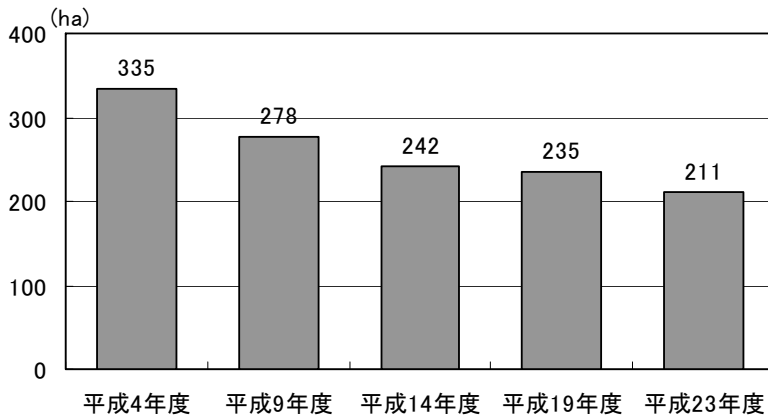


図 2-6 耕地面積の推移
出典：関東農政局

表 2-4 生産緑地地区の推移

年度	地区数	指定面積(ha)
平成4年度	348	109.52
平成9年度	357	110.80
平成14年度	351	105.65
平成19年度	357	105.82
平成23年度	352	101.98

出典：都市計画課資料 平成24年1月

(3) 都市施設とする緑地（公園・緑地）の状況

本市においては、東京都が広域公園として野山北・六道山公園の公有地化を進め、整備を推進しています。また、中藤公園、観音寺森緑地（都市計画緑地）は一部公有地化が図られています。

本市にある公園は広域公園、*総合公園、*近隣公園等の公園が17箇所（120.18ha）開園しており、市の総面積（1,537ha）に占める整備面積は約7.8%、人口1人当たりの公園・緑地面積は平成24年4月1日現在で16.7㎡（平成24年4月1日現在71,896人 住民基本台帳）で、東京都の市部の中では第一位となっています。

緑地の都市計画決定面積は狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて31.27haです。その他の広場等は平成24年4月1日現在で児童遊園47箇所（約2.61ha）、運動広場8箇所（約1.00ha）、地域運動場3箇所（約1.19ha）、運動場3箇所（約4.09ha）、残堀川親水緑地広場7箇所（約1.52ha）が整備されています。

公園・緑地の都市計画決定面積に対する整備面積の割合は、平成8年度では16.2%でしたが、平成24年度では47.7%でした。これは野山北・六道山公園の整備面積が増加したことが主な要因です。

表 2-5 整備済みの公園の箇所と面積（平成 8 年度との比較）

			都市計画 決定公園		平成8年度		現況(平成 24 年度)			
							人口：平成 24 年 4 月 1 日現在 71,896 人			
			箇所	面積 ha	箇所	整備面積 ha	箇所	整備 面積 ha	整備率 %	人口 1 人 当たり 整備面積 ㎡/人
都市 計画 公園	住区 基幹公園	街区公園	8	3.74	6	2.25	6	2.24	59.9	0.31
		近隣公園	5	8.90	3	2.36	3	2.49	28.0	0.35
		地区公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	13	12.64	9	4.61	9	4.73	37.4	0.66
	都市 基幹公園	総合公園	2	14.80	2	6.08	2	6.08	41.1	0.85
		運動公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	2	14.80	2	6.08	2	6.08	41.1	0.85
	基幹公園	小計	15	27.44	11	10.69	11	10.8 1	39.4	1.50
	特殊公園	風致公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		歴史公園	—	—	—	—	—	—	—	—
	広域公園		2	187.9 0	1	29.25	1	106. 74	56.8	14.85
	合計	17	215.3 4	12	39.94	12	117. 55	47.7	16.35	
	都市計画緑地	2	31.27	—	—	—	—	—	—	
	都市計画広場	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	19	246.6 1	12	39.94	12	117. 55	47.7	16.35	
	その他の都市公園		—	2	0.32	5	2.63	—	—	
	公園・緑地 合計		—	14	40.26	17	120. 18	—	16.72	
条例等 の 公園	児童遊園			23	1.24	47	2.61			
	運動広場			8	1.22	8	1.00			
	地域運動場			4	1.45	3	1.19			
	運動場			3	5.15	3	4.09			
	親水緑地広場			7	1.52	7	1.52			
	合計			45	10.58	68	10.4 1		1.45	

注) 広域公園の内訳

平成 8 年度 市管理分：2.81ha 都管理分：26.44ha 合計：29.25ha

平成 24 年度 市管理分：野山北公園 1.81ha 総合運動公園 6.88ha

都管理分：98.05ha 合計：106.74ha

出典：都市計画課・道路公園課資料 平成 24 年 4 月

(4) 制度上安定した緑地の状況

近郊緑地保全区域などの制度上安定した緑地は、平成24年度ではその他公共空地（※民間遊び場、野山北公園自転車道、都営村山団地内緑道等）18箇所（19.83ha）、生産緑地地区352箇所（101.98ha）、自然公園1箇所（73.00ha）、近郊緑地保全区域1箇所（81.10ha）、保安林1箇所（1.00ha）、※市街化調整区域内農地61.90ha、条例による保全地域2箇所（8.78ha）でした。

平成8年度との比較では、生産緑地地区は5箇所で9.44haの減少、市街化調整区域内農地は4.58haの減少、条例による保全地域は15箇所（3.64ha）の減少、その他に民間遊び場が減少しました。制度上安定した緑地全体では16.49haが減少しました。

生産緑地地区、※保存樹林は規制がかけられていても、所有者の事情により指定解除が可能であり、面積は減少しています。

なお、狭山丘陵は自然公園、近郊緑地保全区域、都市計画公園の広域公園が重複して指定されています。指定箇所が重複している面積を除いた制度上安定した緑地面積は191.44haです。

表 2-6 制度上安定した緑地の変化

区分	平成8年度		平成24年度		推移		平成24年度	
	箇所	指定面積 (ha)	箇所	指定面積 (ha)	箇所	指定面積 (ha)	重複面積 (ha)	重複を除いた面積(ha)
その他の公共空地	32	18.66	18	19.83	△ 14	1.17	1.52	18.31
生産緑地地区	357	111.42	352	101.98	△ 5	△ 9.44	0.00	101.98
自然公園	1	73.00	1	73.00	0	0.00	73.00	0.00
近郊緑地保全区域	1	81.10	1	81.10	0	0.00	75.59	5.51
保安林	1	1.00	1	1.00	0	0.00	0.00	1.00
市街化調整区域内農地	—	66.48	—	61.90	—	△ 4.58	6.04	55.86
条例による保全地域	17	12.42	2	8.78	△ 15	△ 3.64	0.00	8.78
制度上安定した緑地の合計	409	364.08	375	347.59	△ 34	△ 16.49	156.15	191.44

(5) 社会通念上安定した緑地の状況

社寺境内地や小・中学校などの社会通念上安定した緑地は、平成24年度では全体で100.99haでした。平成8年度との比較では、企業グラウンド等がなくなったため、8.86haが減少しました。

(6) 緑地の状況

公園・緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地の合計は平成24年度では423.02haでした。平成8年度からは60.89ha増加しました。

表 2-7 緑地の変化

緑地区区分	単位:ha		
	平成8年度	平成24年度	推移
公園・緑地等の都市施設とする緑地	50.84	130.59	79.75
制度上安定した緑地	201.44	191.44	△ 10.00
社会通念上安定した緑地	109.85	100.99	△ 8.86
合計	362.13	423.02	60.89

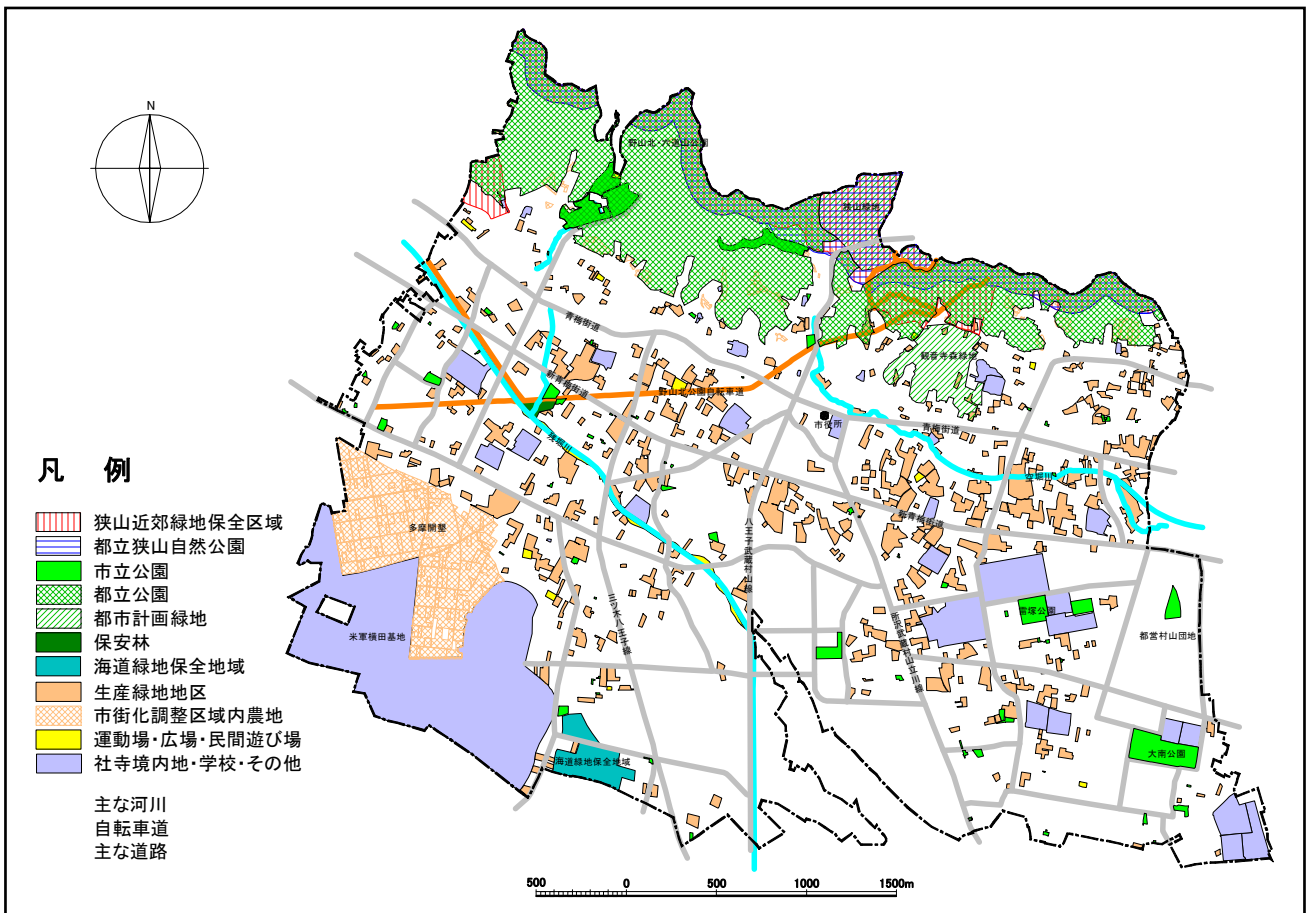


図 2-7 緑地現況図

第3章 計画の達成状況

第3章 計画の達成状況



3-1 みどりの計画目標の達成状況

旧計画の緑地の確保目標に対する達成状況は以下のとおりです。

(1) 緑地の確保目標

緑地の確保目標は都市計画区域面積(1,537ha)の約40%の約600haを目標としましたが、公園などの緑地の整備面積が目標量に達しなかったことなどから、平成24年度の緑地確保量は423.02haでした(表2-7参照)。

(2) 公園・緑地等の都市施設とする緑地の確保目標

都市公園等の確保目標量は20.6㎡/人と設定しましたが、公園・緑地等の整備面積が目標量に達しなかったことなどから、平成24年度の確保量は16.7㎡/人でした(表2-5参照)。

(3) 市全体の緑被率目標

市全体の緑被率の目標は40%と設定しましたが、平成23年度調査の緑被率は44.5%で、約5ポイント上回りました(表2-2参照)。

(4) 公共・公益施設の緑化目標

都市公園の緑被率は近隣公園及び総合公園の目標をそれぞれ50%以上としましたが、平成23年度調査の近隣公園の緑被率は59%、総合公園が60%でした。また、*街区公園、*運動公園及びその他公園の目標はそれぞれ30%以上としましたが、街区公園が62%、運動公園が37%、その他公園が30%でした。都市公園の緑被率は適切な樹木管理によって、目標を達成しました。

公共・公益施設の緑被率の目標は20%以上と設定し、公共施設全体では約26%で目標を達成しました。

(5) 私有地の緑視率目標

私有地の*緑視率の目標は、市域全体で25~40%と設定しましたが、開発に伴う樹林地の減少などにより、市全体の緑視率は約15%でした。

第4章 みどりの課題と策定の視点

第4章 みどりの課題と策定の視点



4-1 みどりの課題

拠点となるみどりの保全・活用に関する課題

● 狭山丘陵のみどりについて

狭山丘陵は、東京都全体においてもみどりの骨格に位置づけられている貴重な緑地です。その多くは都市計画公園、都市計画緑地に指定されており、野山北・六道山公園、中藤公園、観音寺森緑地は、重点公園・緑地として*優先整備区域を設定し、公園整備が行われる予定です。今後も、狭山丘陵のみどりを良好な状態で次世代に引き継いでいくために、東京都と連携して、保全と活用を進めていくことが必要です。

● 台地部のみどりについて

台地部のまとまったみどりとしては、武蔵野の原風景をとどめており「東京の自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑地保全地域である*海道緑地保全地域、大南公園や山王森公園の総合公園、農地が広がる*多摩開墾があります。

海道緑地保全地域は、台地部に残る平地林として貴重なみどりとなっています。東京都と連携して維持管理を行うとともに、隣接する樹林も一体的に保全できるように、市条例に基づく保存樹林の指定に努める必要があります。

みどりの質に関する課題

● 水とみどりのネットワーク形成について

市内には狭山丘陵の緑地の他、河川、公園、公共施設の緑地、農地、社寺境内地などの多くのみどりがあり、緑被率は44.5%と、比較的みどりの多い状況といえます。これらのみどりは、快適な生活環境の形成、美しい景観形成、災害防止や災害時の避難地、レクリエーションの場として多様な機能を有しています。

このようなみどりの機能をよりよく発揮するために、水とみどりのネットワークを形成することが必要です。

● 身近なみどりの保全と創出について

平成23年度に実施した「みどりに関する市民意識調査」では、自宅周辺のみどりが減っていると感じる回答が約半数を占めました。これは農地の宅地化、屋敷林や平地林の消失、大樹の伐採など身近なみどりが減少していることが要因と考えられます。

屋敷林や大樹の多くは民有地にあるため、所有者の努力により維持管理が行われています。しかし、落ち葉や枝葉の広がりに対する苦情は多く、維持管理費も負担となっています。

います。そのため、このような身近なみどりの保全には、地域の理解と協力が不可欠となっています。みどり豊かな環境を地域の共通財産として、地域で保全していくという意識を徐々に高めていきながら、保全活動につながるような仕組みづくりが必要です。

また、農地などを宅地化する場合には、生け垣や庭木の整備などの新たなみどりの創出に努める必要があります。宅地開発等を行う場合には、平成 24 年 4 月からは「*武蔵村山市まちづくり条例」に基づいた緑化指導が行われています。今後もより細やかな地域特性に合わせた緑化整備のための検討が必要です。

● 生物多様性の保全について

みどりは生き物が生育・生息する基盤であり、人間も生物多様性のもたらす恵みを受けて生活しています。しかし、都市化による生き物の生育・生息地の減少や、里山林の手入れ不足などによる緑地の質の低下を招き、生物多様性の保全が問題となっています。そのため生物多様性の保全を考慮したみどりの在り方を検討することが必要です。

協働の仕組みづくりに関する課題

● 協働の必要性について

本市には貴重な緑地である狭山丘陵があり、多くの人が狭山丘陵の保全に関わっています。このようなみどりの保全への関わりを市内全域に広げていくことが必要です。特に、地域のみどりに関する課題を身近な問題として感じている市民が、協働して対応することができる仕組みづくりが必要です。

協働の担い手に関する課題

● 市民協働について

平成 23 年度に実施した「みどりに関する市民意識調査」では、市民のボランティア活動に対する意欲が非常に高いことが分かりました。現在も、公園・緑地等ボランティアによる公園の清掃などが行われています。今後は、市民がより積極的にボランティア活動を行うことができる支援体制などの環境の整備が必要です。

● 子どもたちへの普及・啓発について

優れた緑化環境を引き継いでいくためには、次世代を担う子どもたちが、みどりの大切さを知り、みどりに関わる行動に発展させていくことが重要です。そのためには、みどりを含めた身近な環境について学習する場や、みどりや生き物とふれあうことができる体験の場が必要です。

4-2 みどりの基本計画策定の視点

本計画では次の視点に基づき策定を行います。

豊かな自然環境の再認識

狭山丘陵のみどり、台地部に残る平地林や屋敷林、点在する農地群は、本市が誇る貴重なみどりの資源です。これらの豊かな自然環境を再認識し、みどりの保全を推進するとともに、これらの自然環境と調和した、快適なみどり豊かな生活環境の整備を推進します。

みどりの質の向上

公園などの緑地整備では、量的な確保だけではなく、今後の社会構造の変化も見据えた上で、みどりの機能や効果の向上に着目した質の高い緑地整備に努めます。

また、公園や公共施設の緑地などの公共のみどりと、農地、屋敷林、社寺林等の民有地のみどりをつなげるみどりのネットワークの形成を進め、みどりの質を高めます。

生物多様性の確保

平成 20 年に*生物多様性基本法が成立し、持続可能な社会の実現に向けて、生物多様性の危機に対処し、その確保に取り組んでいく必要があります。そのため、生物多様性確保の視点からも、みどりの保全と創出、みどりのネットワーク形成などを検討します。

協働によるみどりのまちづくり

「武蔵村山市第四次長期総合計画」では、「市民、事業者と市が協働し、みんなで考え、行動するまちづくり」を基本理念の一つに掲げています。本市では、「*武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針（平成 18 年 1 月）」、「*武蔵村山市市民協働推進マニュアル～パートナーシップのまちづくりをめざして～（平成 19 年 3 月）」を策定し、協働意識の啓発と協働のための環境づくりを進めています。

本計画においても、市民、事業者及び行政が対等の立場で、相互の立場や特性をいかし、協力して活動する「協働」の手法を用いて、みどりのまちづくりを推進します。

みどりのまちづくりを推進する地域リーダーの育成

協働によるみどりのまちづくりを、継続的に推進するためには、市民自らが地域活動のリーダーとなって、様々な活動を提案し実行していくことが必要となります。また、自然や環境問題に関心を持ち、地域活動を行いたいと考えている市民も多数います。そこで、その思いとエネルギーを行動に結びつける足がかりとなる場、継続的な活動につながる仕組みをつくります。

第5章 みどりの将来イメージと基本理念

第5章 みどりの将来イメージと基本理念



5-1 みどりの将来イメージ

「武蔵村山市第四次長期総合計画」において、目指す将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するため、みどりの将来イメージを次のように設定します。

豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆でつくりだす
みどりのまち むさしむらやま

5-2 みどりの基本理念

私たちのまち「武蔵村山市」は武蔵野台地の実り豊かな土地に恵まれ、今日まで狭山丘陵をはじめとする多くのみどりとふれあいながら生活を送ってきました。

しかし、宅地化の進展により、樹林地や農地などのみどりは年々減少しています。

先人の努力で守り・育ててきた貴重なみどりを、私たちも守り・育て、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、市民、事業者及び行政の協働によって「人と自然が共生した環境をつくり・守る、潤いと安らぎのあるみどり豊かなまちづくり」を目指していくことをこの計画の理念とします。

5-3 計画の愛称

「みどりの将来イメージ」と「みどりの基本理念」を实践し、本計画が市民や本市を訪れる人々の「心のなかに生きるみどり」、「心に残るみどり」を育て、次世代を担う若者たちに親しまれるものとなってほしい・・・ そのような思いを込めて本計画の愛称を

「ハート&グリーン」

とします。この愛称は平成2年3月策定した「武蔵村山市緑の基本計画」から、引き継がれているものです。

5-4 計画の基本方針

みどりの将来イメージの実現に向けて、5つの基本方針を設定し、みどりのまちづくりを進めます。

郷土のみどりを大切にします

狭山丘陵は、貴重な自然環境を有しており、丘陵の麓に点在する社寺や文化財は、地域の自然や歴史・文化を育んでいます。また、市民にとっても身近な憩いの場として親しみのあるみどりとなっています。さらに、狭山丘陵は都市を取り巻くみどりとして、人々の生活と関連した自然環境が残されており、谷戸や雑木林などの多様な環境の下で、多くの生き物が生息、生育しています。この郷土のみどりとして大きな存在である狭山丘陵は、本市のみどりのシンボルであり、東京都と連携して豊かな自然環境の保全を進め、大切にしていきます。

また、多摩開墾や海道緑地保全地域も、本市の特徴的なみどりです。併せて身近な自然である市内に点在する屋敷林や農地についても、武蔵野の原風景をとどめる空間となっています。これらのみどりも、郷土のみどりとして大切に維持、保全します。



海道緑地保全地域

水とみどりのネットワークを充実します

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ南北の道路と、東西に走る新青梅街道をみどりの軸として位置付けます。また、残堀川は引き続き東京都と連携し、適切な維持管理に努め、空堀川については残堀川と同様な整備を東京都に対して要請するとともに、維持管理においても連携を図り、*親水性や生態系に配慮した水辺のふれあい空間とするように努めます。

これらの水とみどりの軸を中心に、狭山丘陵や海道緑地保全地域などの拠点となるみどりその他の公園、屋敷林、農地など大小のみどりや、街路樹、自転車道、小河川などの線的なみどりのもつ生き物が生息生育する環境をつなぎ、生物多様性の確保を図るネットワークを形成します。



残堀川の緑地

まちなかのみどりを充実します

市内の各地域において日常的に利用されている都市公園などの整備を進めるとともに、都市公園を補完する児童遊園、運動広場及び地域運動場などの施設の充実を図ります。また、病院や学校などの緑地、住宅の庭木や生け垣は、まちなかの快適な環境を保つ上では重要な役割を担っています。今後も、まちなかの緑化環境の維持と向上のために、身近なみどりの保全と緑化の推進に努め、みどり豊かなまちづくりを進めます。



みどりの多い住宅地
(グリーンタウン武蔵村山)

協働によるみどりのまちづくりを進めます

本市のみどりを守り、育てていくためには、市民、市民活動団体、事業者及び行政が対等のパートナーとなり、それぞれの役割分担の下で取り組むことが不可欠です。そこで、市民活動団体などの連絡組織づくり、協働に対する理解促進のための意識啓発、協働事業の検討と実施を推進します。



市民ボランティアによる種まき
(ひまわりガーデン武蔵村山)

みどりのまちづくりを推進する人づくりをします

みどりの協働事業を進めるために、段階的なボランティア講座を継続して開催し、みどりのリーダーを育成する仕組みをつくります。

また、市民、市民活動団体、事業者及び学校との連携により、みどりのまちづくりの新たな担い手づくりを進めます。



公園・緑地ボランティアによる
公園内の苗木植樹

第6章 計画のフレームと目標設定

第6章 計画のフレームと目標設定



6-1 計画のフレーム

みどりの基本計画の基礎的条件となる目標年次、人口規模の見通しは以下のとおりです。

(1) 計画目標年次

本計画の将来像である「豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆でつくりだす みどりのまち むさしむらやま」の実現には、多くの時間が必要です。そのため本計画の目標年次としては 10 年後の平成 34 年度(2022 年度)、中間目標年次を平成 29 年度(2017 年度)とします。

なお、計画内容については社会情勢の変化等によって、適切に見直しを行います。

表 6-1 計画目標年次

策定年次	中間年次	目標年次
平成 24 年度 (2012 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)

(2) 人口規模の見通し

本市の将来人口は、「武蔵村山市第四次長期総合計画(平成 23 年 2 月策定)」において平成 32 年(2020 年)の人口を約 78,000 人と推計しています。

本計画の中間年次及び目標年次の人口は、「武蔵村山市第四次長期総合計画」における見通しを参考に次のように設定しました。

表 6-2 都市計画区域人口の見通し

年次 区分	現況 平成 24 年度 (2012 年度)	中間年次 平成 29 年度 (2017 年度)	目標年次 平成 34 年度 (2022 年度)
都市計画区域 (市全域)人口	約 72,000 人	約 75,000 人	約 79,000 人
都市計画区域 (市全域)面積	1,537ha	1,537ha	1,537ha
市街化区域面積	1,171ha	1,171ha	1,171ha

6-2 計画の目標設定

(1) 都市全体の緑化総量目標

都市全体の緑化総量目標として、目標値は緑被率で示すこととします。

本市の緑被率は平成 23 年度の調査では 44.5%でした。

本計画の目標年次である平成 34 年度では、農地や樹林地を保全し、街路樹やまちなかのみどりを増やすことで、緑被率 45.0%を目標とします。

表 6-3 緑化総量目標

年次	現況 平成 24 年度 (2012 年度)	中間年次 平成 29 年度 (2017 年度)	目標年次 平成 34 年度 (2022 年度)
緑被率	44.5%	44.7%	45.0%

(2) 基幹公園の整備目標

本市の人口 1 人当たり公園・緑地面積は 16.7 m²で、国の定める都市公園の 1 人当たり面積の 10 m²以上を満たしていますが、その多くが野山北・六道山公園などの広域公園です。

本計画では、日常の生活環境に密着した身近な公園である大南公園や伊奈平公園などの*基幹公園について、平成 34 年度までに都市計画決定されている未整備箇所の早期着手によって、基幹公園の市民 1 人当たりの面積を現在の 1.50 m²/人から 3.47 m²/人とします。

基幹公園である街区公園の配置については箇所数、整備面積の絶対量の不足が生じており、計画的な配置と整備に努めます。

なお、基幹公園以外の広域公園、都市計画緑地の整備については、東京都の公園整備事業に協力し、事業の推進を要請します。

表 6-4 市民 1 人当たりの基幹公園整備目標

年次	現況 平成 24 年度 (2012 年度)	中間年次 平成 29 年度 (2017 年度)	目標年次 平成 34 年度 (2022 年度)
1 人当たり面積	1.50 m ² /人	2.55 m ² /人	3.47 m ² /人
整備面積	10.81ha	19.10ha	27.44ha

(3) 制度上安定した緑地の確保目標

制度上安定した緑地は、平成 24 年度では 347.59ha（指定面積合計）でした。

自然公園、近郊緑地保全区域、保安林、河川区域など担保性の高い緑地もある一方で、生産緑地地区、条例による保全地域（保存樹林）などは、法的規制はあるものの所有者の事情によって減少する可能性があります。

制度上安定した緑地の確保目標は、できる限り保全する方針ですが、ある程度の減少を見込んだ上で、336.00ha 以上の確保を目標とします。

表 6-5 制度上安定した緑地面積の確保目標

年次	現況 平成 24 年度 (2012 年度)	中間年次 平成 29 年度 (2017 年度)	目標年次 平成 34 年度 (2022 年度)
確保面積	347.59ha	341.00ha 以上	336.00ha 以上

(4) 社会通念上安定した緑地の確保目標

地域の象徴として大切にされてきた社寺林、学習や運動の空間であり地域活動の拠点である学校、緑地面積の大きい医療施設などが対象となる緑地であり、平成 24 年度では 100.99ha でした。

地域との結びつきが強いことから、確保目標は現在の緑地を維持、保全することとします。

表 6-6 社会通念上安定した緑地面積の確保目標

年次	現況 平成 24 年度 (2012 年度)	中間年次 平成 29 年度 (2017 年度)	目標年次 平成 34 年度 (2022 年度)
確保面積	100.99ha	100.99ha	100.99ha

(5) その他の目標

みどりの質の向上と協働によるみどりのまちづくりを進めるため、次の目標を設定します。

表 6-7 その他の目標

年次	現況 平成 24 年度 (2012 年度)	中間年次 平成 29 年度 (2017 年度)	目標年次 平成 34 年度 (2022 年度)
※保存生け垣の延長	4,789m	約 4,800m	約 4,850m
※保存樹木の本数	112 本	115 本	120 本
街路樹の整備	約 15.3 km 約 1,660 本	約 15.5 km 約 1,740 本	約 16.0 km 約 1,820 本
※ビオトープの整備	1 箇所	3 箇所	5 箇所
ボランティアによる公園管理	3 公園	6 公園	9 公園
ボランティア講座回数	今後講座を開始	3 回/年	5 回/年
※グリーンヘルパー人数	今後制度を開始	4 人	8 人

第7章 みどりの配置に関する方針

第7章 みどりの配置に関する方針



みどりの機能や役割について、環境保全、レクリエーション、防災、都市景観などの効果がよりよく発揮されるように、良好で快適な生活環境の確保とみどりの創出のため、緑地の配置方針を定めます。

7-1 環境保全系統のみどりの配置方針

● 骨格となるみどり	狭山丘陵
● 日常の生活に潤いを与えるみどり	海道緑地保全地域 市内を流れる河川 幹線道路の街路樹・緑地帯 市立公園 農地
● 歴史的風土を伝えるみどり	社寺林・屋敷林 史跡

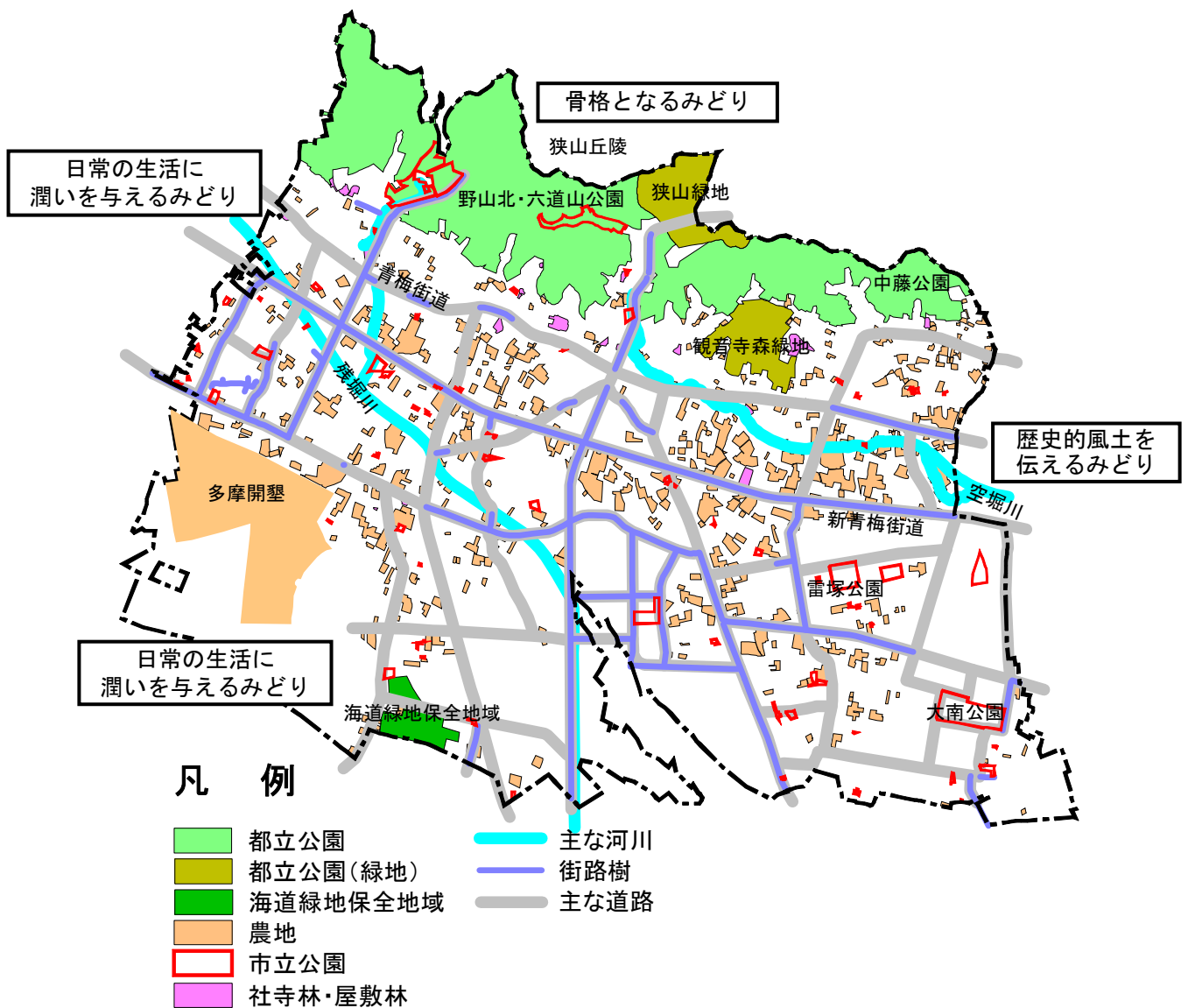
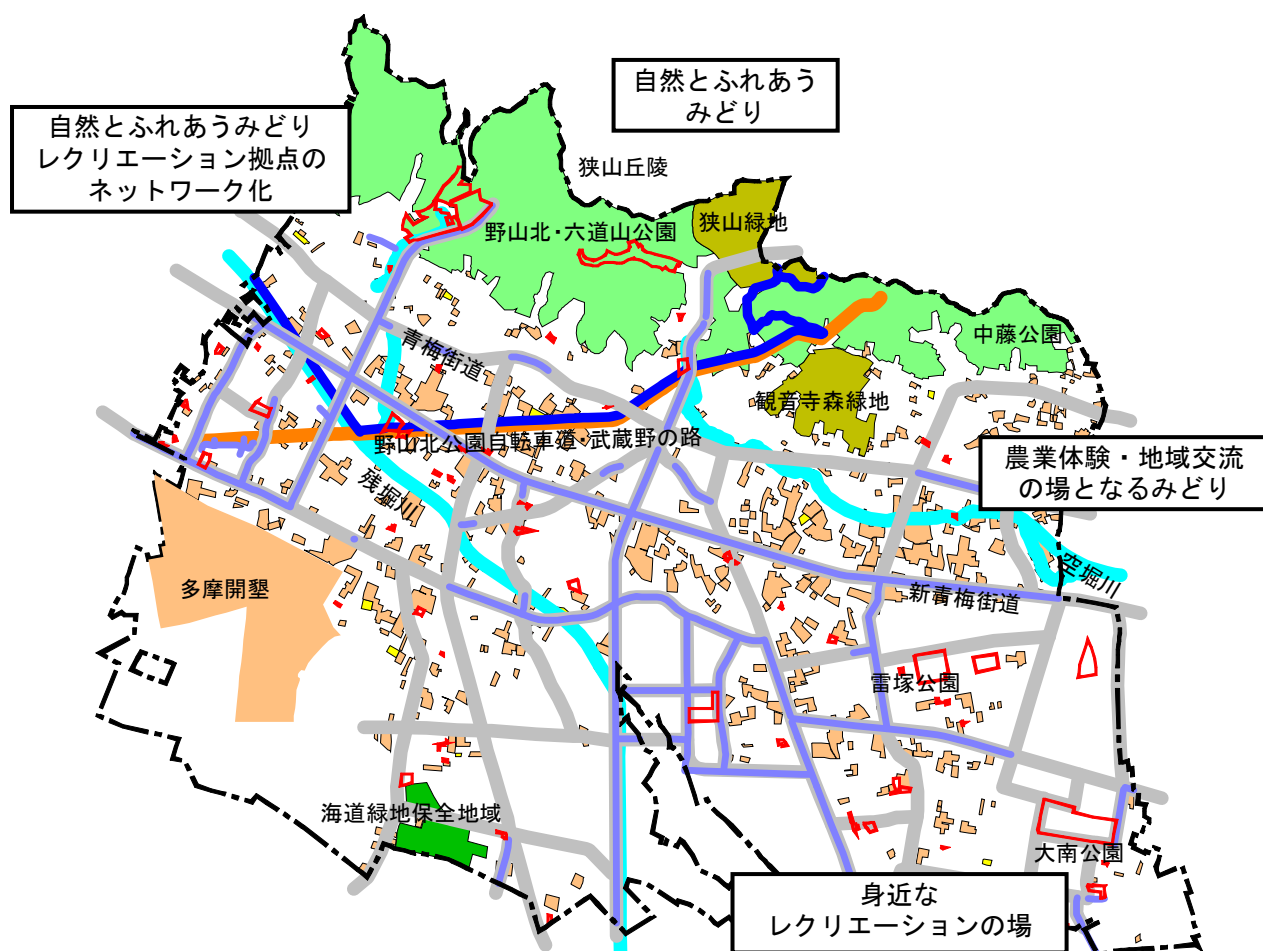


図 7-1 環境保全系統のみどり配置方針図

7-2 レクリエーション系統のみどりの配置方針

● 自然とふれあうみどり	狭山丘陵（都立公園・市立公園） 海道緑地保全地域 残堀川・空堀川 野山北公園自転車道・*武蔵野の路
● 農業体験、地域交流の場となるみどり	農地
● 身近なレクリエーションの場	市立公園 広場・運動場
● レクリエーション拠点のネットワーク化	自転車道・散策路 街路樹路線



凡 例

 都立公園	 主な河川
 都立公園（緑地）	 野山北公園自転車道
 海道緑地保全地域	 武蔵野の路
 農地	 街路樹
 市立公園	 主な道路
 広場・運動場	

図 7-2 レクリエーション系統のみどり配置方針図

7-3 防災系統のみどりの配置方針

● 緑地の持つ防災機能の保全活用	狭山丘陵
● 災害時の農地の活用	多摩開墾 一定規模以上の農地
● みどりによる防災性の向上	指定避難場所 避難路 幹線道路の街路樹・緑地帯
● 雨水流出の抑制	市立公園

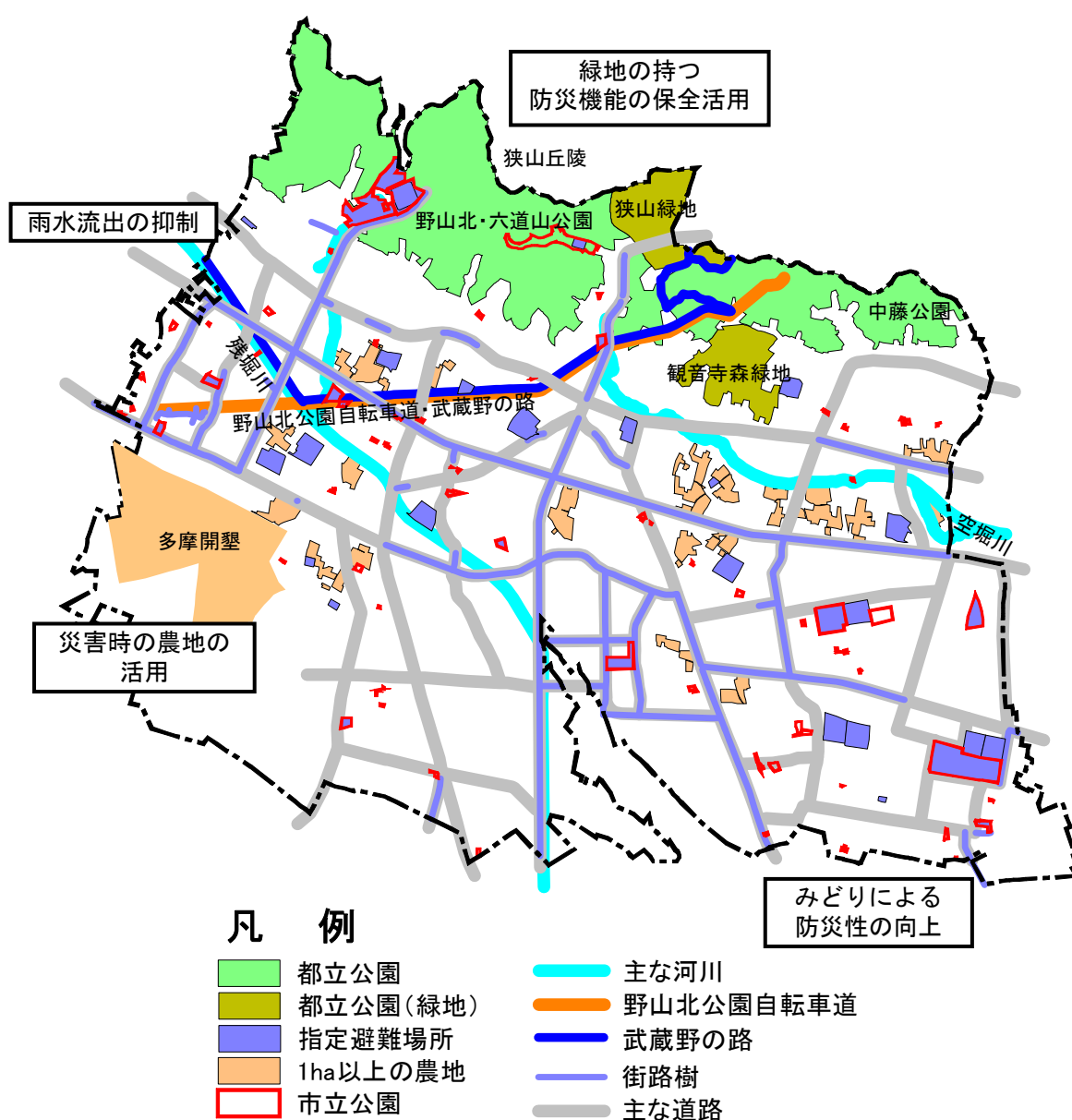


図 7-3 防災系統のみどり配置方針図

7-4 景観構成系統のみどりの配置方針

● 景観軸	狭山丘陵 残堀川 空堀川
● 地域のランドマーク	海道緑地保全地域 多摩開墾 社寺林・屋敷林 市立公園
● みどりによる景観形成	公共施設緑化 民有地の緑化 幹線道路の街路樹・緑地帯

注) ※東京都景観計画に基づく丘陵地景観基本軸の位置図は P108 参照

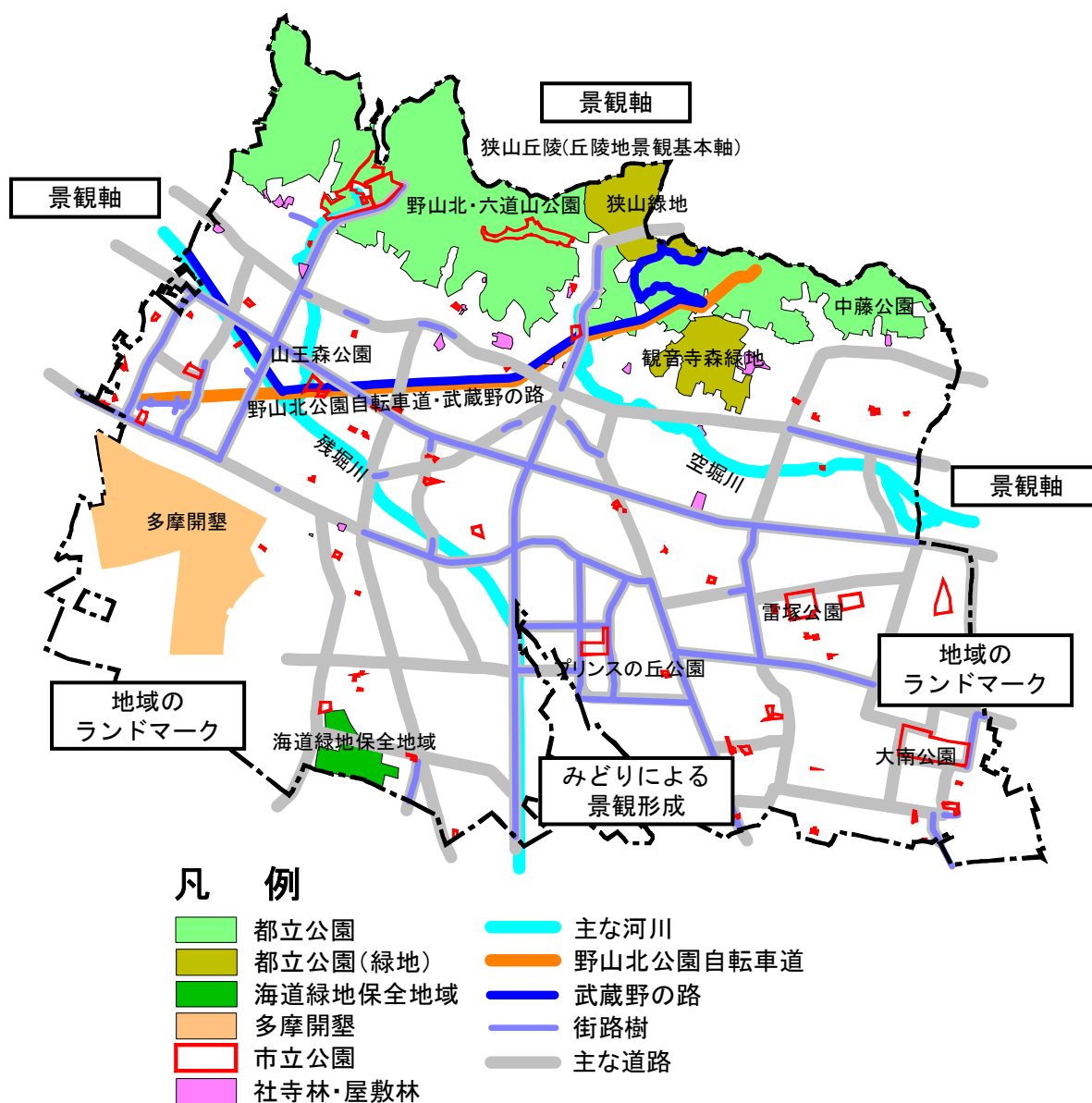


図 7-4 景観構成系統のみどり配置方針図

7-5 総合的なみどりの配置方針

各系統別の配置方針を総合的に捉え、総合的なみどりの配置方針を示します。

1 拠点となるみどりの配置	
本市のみどりの拠点を形成するみどりとして位置付けます	
配置するみどり	配置方針
狭山丘陵	優れた自然環境を有し、本市の自然の豊かさを演出している郷土のみどりであり、環境保全、レクリエーション、防災、景観のそれぞれの機能を併せ持つ緑地として、市管理区域では施設の充実を図り、その他の区域は整備の充実を東京都に要請するとともに、維持管理の面では連携して緑地のよりよい保全に努めます。
海道緑地保全地域	武蔵野の原風景を残す平地林であり、貴重な自然環境を有し、環境保全機能、レクリエーション機能、景観構成機能を併せ持つ緑地として、保全計画の範囲内で自然学習の場、自然とのふれあいの場としての整備の充実を東京都に要請するとともに、維持管理の面では連携して、よりよい保全と活用に努めます。
多摩開墾	農業生産活動の場であるとともに、みどりの空間的なゆとりの演出などの環境保全機能、防災機能、農の風景などの景観構成機能を併せ持つ緑地として農地の保全に努めます。
大南公園 山王森公園	総合公園である大南公園と山王森公園は、市街地内のみどりの拠点であり、環境保全、レクリエーション、防災、景観のそれぞれを併せ持つ緑地として整備を推進します。 都市計画決定された公園の整備の促進に努めます。



大南公園



山王森公園

2 公園・緑地等の適切な配置	
公園・緑地は市域全体で均衡ある都市環境が形成されるよう適正に配置します	
配置するみどり	配置方針
身近な公園・緑地 （※住区基幹公園）	環境保全、レクリエーション、防災及び景観構成などの機能を勘案し、配置バランスを考慮しながら、市民が日常的に利用する街区公園、近隣公園、※地区公園を配置します。 都市計画決定された公園の整備の促進に努めます。
都市公園以外の公園・緑地等（児童遊園・運動広場等）	市街地に点在する都市公園以外の小規模公園やオープンスペースについては、都市公園の補完と日常の生活環境の向上を考慮して配置します。
大規模な公園・緑地等 （※都市基幹公園・都市計画緑地等）	広域公園、都市計画緑地は東京都に整備を要請します。 総合公園は地域の拠点となる公園として位置付け、整備を推進します。 都市計画決定された公園の整備の促進に努めます。
歴史風土を伝えるみどり	歴史的環境を有する緑地を保全し、それぞれの特性をいかした史跡、文化財等の整備・活用を図ります。
公共公益施設のみどり	市役所をはじめとする公共施設及び地域に密着した公共公益施設は、緑化の推進的な役割、ランドマークとなる景観的役割を担うため、積極的な緑化を図ります。
市街地のみどり	住宅地については、住民の主体的な活動によるみどり豊かな居住環境の形成を促進し、接道部の緑化（生け垣）等の支援を推進します。
	商業地については、にぎやかさ、華やかさ、楽しさを演出し、まちの魅力を高めるため、道路空間や沿道空間において花木や季節の花などによる緑化を推進します。
	工業地については、無機質で単調になりやすい景観の修景、環境改善、事業所のイメージアップを図るような工場敷地内の緑化を推進します。
	農地の中で特に生産緑地地区は、積極的に緑地としての環境機能の確保を図り、市街地内の良好な農業景観の保全に努めます。

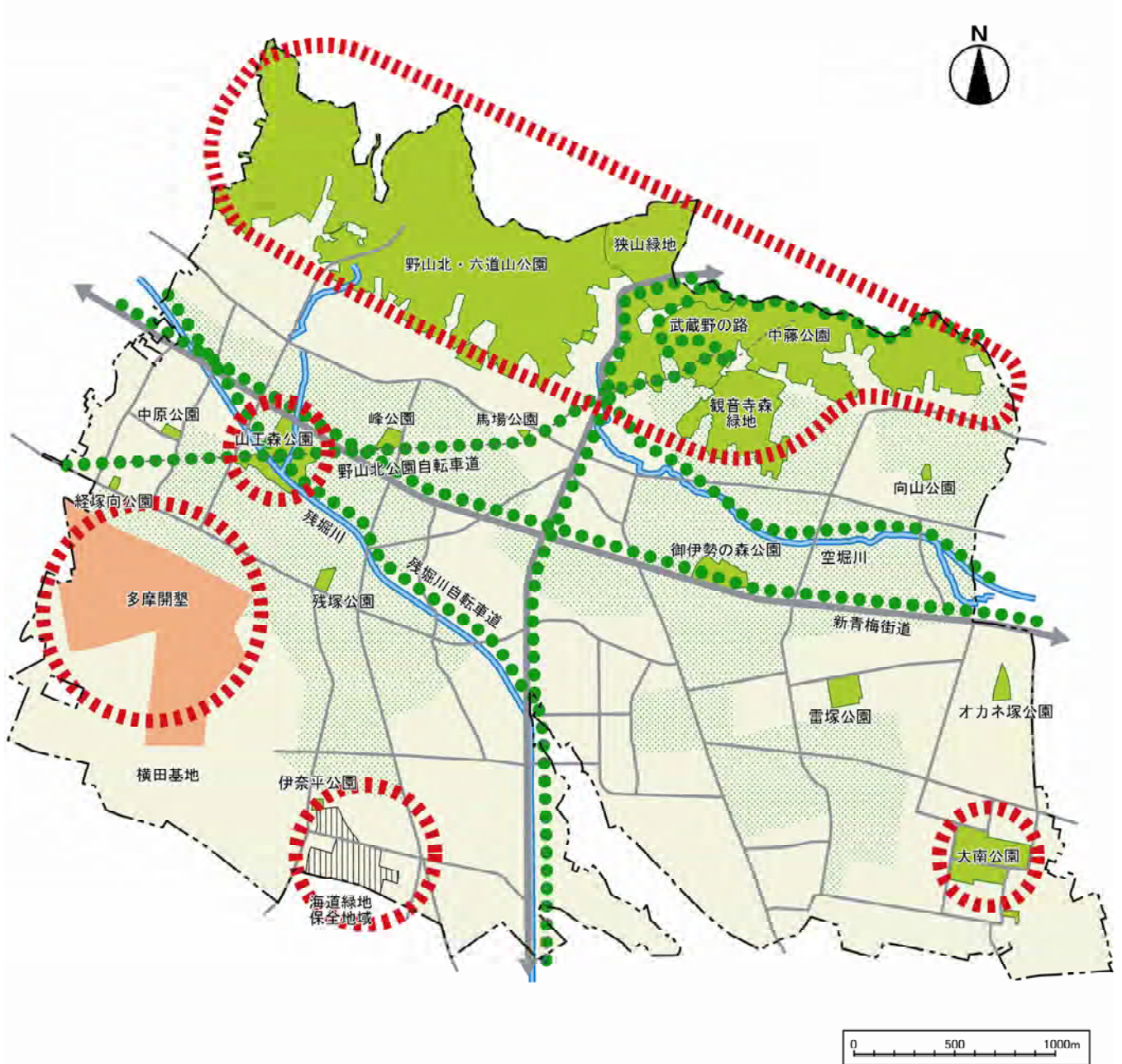
3 水とみどりのネットワーク形成	
河川、自転車道、街路樹路線を水とみどりの軸に位置付けます	
配置するみどり	配置方針
野山北公園自転車道 武蔵野の路	広域的にネットワークされた自転車道、散策路はレクリエーション施設としての機能を向上させるため、休憩スポットや案内サインなどを沿道部の整備推進に向け、東京都と調整していきます。
残堀川・空堀川等の河川	快適な生活空間を創出する緑地として、河川管理用通路の活用、市民が水に親しむことができる水辺空間の整備、多様な生態系を配慮した河川環境の確保などを推進します。 残堀川は整備が※概成しており、東京都と連携して良好な環境の維持管理に努めます。 空堀川は整備推進を東京都に引き続き要請します。 小河川は生態系に配慮した河川環境整備を推進します。
幹線道路の緑化	幹線道路沿いに植栽されている街路樹や緑地帯は、環境保全機能や防災機能、景観構成機能をあわせ持ち、そのみどりの量と質の充実を図るとともに、東京都とも連携していきます。
生活道路の緑化	身近な生活道路の緑化は、生活に密着した環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能が効果的に発揮できるように、市民レベルの緑化として広げていくことを積極的に促進します。

注) 武蔵野の路は野山北公園自転車道、残堀川自転車道と一部重複します。



武蔵野の路

総合的なみどりの配置方針図



凡例

	みどりの拠点		みどりの軸
	都市計画公園		水の軸
	平地林の保全		まちの骨格となる道路の緑化推進 (主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路)
	生産緑地地区の保全		市域
	多摩開墾		

図 7-5 総合的なみどりの配置方針図

第8章 みどりの将来像の実現に向けた施策

第8章 みどりの将来像の実現に向けた施策



8-1 施策の体系

基本方針、配置方針に基づき、みどりの将来像を実現するための施策を展開します。

基本方針1 郷土のみどりを大切にします

1-① 拠点となるみどりを大切にします	1-①-1 狭山丘陵の保全 1-①-2 海道緑地保全地域の保全 1-①-3 多摩開墾の保全
1-② 身近なみどりを大切にします	1-②-1 樹林地・大樹の保全 1-②-2 農地の保全

基本方針2 水とみどりのネットワークを充実します

2-① 水辺空間を充実します	2-①-1 河川の緑化の推進 2-①-2 生態系に配慮した整備の推進 2-①-3 河川の水質、水量と環境の改善
2-② エコロジカルネットワークを充実します	2-②-1 生態系の連続性に配慮した緑化整備
2-③ 道路の緑化を進めます	2-③-1 街路樹・緑地帯整備の推進 2-③-2 都道の緑化要請 2-③-3 市民協働による生活道路の緑化 2-③-4 自転車道の緑化の充実 2-③-5 みどりの散策路の整備



ひまわりガーデン武蔵村山



第八小学校の緑化

基本方針3 まちなかのみどりを充実します

3-① 公園の整備を進めます	3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進 3-①-2 条例等による公園の整備の推進 3-①-3 新たな公園の整備の推進 3-①-4 社会情勢に対応した再整備 3-①-5 市民協働による公園維持管理への支援 3-①-6 公園施設の長寿命化計画の策定 3-①-7 みどりの基金の活用
3-② 公共施設の緑化を進めます	3-②-1 学校の緑化の推進 3-②-2 公共施設の緑化の推進 3-②-3 公営住宅の緑化の推進
3-③ 民有地の緑化を進めます	3-③-1 民有地の緑化指導の充実 3-③-2 土地利用に合わせた緑化推進 3-③-3 各種制度の充実と活用

基本方針4 協働によるみどりのまちづくりを進めます

4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います	4-①-1 市民協働への理解 4-①-2 みどりのボランティアの推進
4-② 協働の仕組みをつくります	4-②-1 協働事業提案制度の活用 4-②-2 協働の推進体制づくり

基本方針5 みどりのまちづくり推進のための人づくりをします

5-① 人づくりの基盤をつくります	5-①-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発 5-①-2 緑化イベントの継続的開催 5-①-3 グリーンヘルパー制度の創設
5-② 新たな担い手づくりを進めます	5-②-1 学校との連携 5-②-2 事業所との連携 5-②-3 自治会・商店会等各種団体との連携

8-2 施策の内容

基本方針 1：郷土のみどりを大切にします

1-① 拠点となるみどりを大切にします

1-①-1 狭山丘陵の保全	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">狭山丘陵は、本市のみどりの拠点、また、広域的なみどりの拠点でもあり、東京都などと連携し、保全と活用を推進します。	
取組の内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">環境学習やレクリエーションの場として、整備と活用を東京都と連携して推進します。公園として整備している区域は東京都と調整を図り、雑木林の管理、農業体験などの里山文化の継承という側面も含めて、市民等との協働による維持管理を積極的に推進します。 <p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">都市計画公園（野山北・六道山公園、中藤公園）、都市計画緑地（狭山緑地、観音寺森緑地）の未整備部分の早期整備を東京都に要請します。丘陵地内の池の水源確保と保全に努めます。狭山丘陵の周辺では、東京都景観計画や「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、建築物・工作物の建築や[※]開発行為等の規制・誘導を行い、丘陵地のみどりの保全に努めます。 <p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none">多様な生き物の生息・生育空間として、よりよい環境の維持保全に努めます。	
	
狭山丘陵の雑木林	市立野山北公園の学習田

1-①-2 海道緑地保全地域の保全

施策方針

- 海道緑地保全地域は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な武蔵野の風景を残す平地林として、東京都などと連携して保全します。

取組の内容

【継続する施策】

- 隣接する平地林も一体として保全できるように、市条例に基づく保存樹林の指定に努めます。
- 樹林地の有効活用を図れるように、環境保全に配慮し、遊歩道などの必要な整備を東京都に要請します。



海道緑地保全地域

【拡充する施策】

- 市民などの協働による維持管理について、東京都と連携して検討、推進します。

1-①-3 多摩開墾の保全

施策方針

- 多摩開墾は、市街地に接する大規模な農業生産地であるとともに、農業景観の形成、雨水の浸透などの環境保全機能、災害時の利活用の可能性を有しており、今後も農地の保全に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 良好な営農環境を維持します。

【拡充する施策】

- 農業の交流拠点としての活用を検討します。

【新たな施策】

- 「緑確保の総合的な方針」に基づき、新たな制度である「*農の風景育成地区制度」の活用について検討します。



多摩開墾

1-② 身近なみどりを大切にします

1-②-1 樹林地・大樹の保全

施策方針

- 市内に残る樹林地や大樹、生け垣は、できる限りの維持と保全に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 保存樹林、保存樹木及び保存生け垣の積極的な指定を推進します。
- 保存樹林、保存樹木及び保存生け垣の指定基準の見直しを検討します。

【拡充する施策】

- 樹木の折損事故から市民を守り、また、所有者の精神的負担の軽減を図るために、保険の加入を検討します。
- 社寺林は歴史や文化を有する地域のシンボルであり、市民による社寺林調査、清掃などの維持管理、地域のみどり資源としての活用と保全について検討します。

【新たな施策】

- 社寺林や屋敷林の一定規模の良好な樹林地は永続的な維持保全のため、特別緑地保全地区の指定を検討し、所有者などに指定への理解を求めます。
- 保存樹林などは、※借地公園としての整備を進め、将来的には公有地化について検討します。
- 良好な保存樹林などは、地域の住民が親しめる空間として活用を図るため、地域住民への公開、維持管理への参加を検討します。
- 保存樹木などについて、樹木医による診断制度を検討します。



西大南樹林公園



保存樹木

1-②-2 農地の保全

施策方針

- 農業生産、防災、景観及び環境保全などの多面的な機能を持つ農地は、農地としての保全に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 農業と調和したみどりのあるまちづくりを進めるとともに、生産緑地地区の保全を図ります。
- 市街化区域内農地は、所有者等から申請のあったものについては、都市環境や防災などの観点から、今後とも緑地として確保することが必要であると認められるものは、生産緑地地区への追加指定を行っていきます。
- 買取り申出のあった生産緑地地区については、公園・緑地の配置状況などから確保が必要と判断した場合は、緑地としての保全に努めます。

【拡充する施策】

- ※市民農園、※学習園、高齢者や障がい者が利用できる福祉農園の設置に努めます。

【新たな施策】

- 一定規模以上のまとまった農地は※防災協力農地としての活用を検討します。
- 多様なレクリエーションの要望に対応するため、※滞在型市民農園、※農業体験農園、※民間による体験農園などの新たな利活用について検討します。



生産緑地地区

基本方針 2 : 水とみどりのネットワークを充実します

2-① 水辺空間を充実します

2-①-1 河川の緑化の推進

施策方針

- 市内の河川は、レクリエーション空間、生態系の保全空間、延焼防止空間及び避難空間であり、よりよい河川環境の質の向上に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 残堀川は東京都による河川改修に合わせて、良好な歩行空間が形成されました。今後は、良好な環境の維持管理に努めます。
- 空堀川は残堀川と同様に、良好な歩行空間を形成し、みどりあふれる市街地の空間が形成されるように、東京都に要請します。



残堀川親水緑地広場

【拡充する施策】

- 河川と川沿いの公共施設、公園等が一体化した景観の創出について、東京都と連携して検討します。

2-①-2 生態系に配慮した整備の推進

施策方針

- 生き物の生育・生息環境の保全や環境の向上を目指して、*多自然川づくりや親水化の整備を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 河川や水路の水辺、護岸、河原など多様な環境の特性に応じた維持と管理を推進します。
- 残堀川や空堀川などの主要河川は、生き物の通り道となる*エコロジカルネットワークとしての機能を向上させるため、多自然川づくりと水辺植生の復元を東京都に要請します。
- 小河川は可能な限り多自然川づくりの推進に努め、河川の自然環境の回復を目指します。また、上流部などでは、自然の河川形態の維持に努めます。
- 河川沿いに緑化可能な余地がある場合は可能な限り緑化を推進します。

2-①-3 河川の水質、水量と環境の改善

施策方針

- 地域住民、市民活動団体、事業者及び行政が一体となって、河川環境の向上に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 地域住民、市民活動団体、事業者及び行政による河川清掃活動を引き続き実施します。
- 河川の環境改善や水質浄化に関する情報を発信します。

【拡充する施策】

- 市内の河川は、降雨が少ない時期に河川の流量が少なくなり、河床の露出や流水が途切れてしまう状態（瀬切れ）が起き、水生生物の生息など生態系や景観等に影響を及ぼしていることから、河川水量の確保を関連機関に要請します。
- 河川流域の雨水貯留施設（調整池）の整備、宅地内の雨水浸透施設の設置、保水機能のある樹林地や農地の保全により、河川の流量が安定するなどの良好な水循環の確保に努めます。
- 市内を流れる小河川については、河川の将来の在り方を取りまとめ、水辺整備や河川沿い緑地などの整備に努めます。



ボランティアによる残堀川の河川清掃

2-② エコロジカルネットワークを充実します

2-②-1 生態系の連続性に配慮した緑化整備

施策方針

- 生物多様性の保全のため、生き物の良好な生息・生育環境の整備、緑地と緑地をつなぐみどりのネットワークの形成を推進します。

取組の内容

【新たな施策】

- 樹林地や公園などの適正な草刈り管理や樹木管理を行い、生き物の生育・生息環境の向上を図ります。
- 水辺、公園、農地、公共施設などのあらゆる場において、良好なビオトープ空間が形成できるように、環境の整備方法を検討します。
- 学校、事業所、住宅等の庭などに昆虫や野鳥の餌となる植物を植えるなど、身近なビオトープ空間の整備における支援について検討します。



小河川内に整備された石積みによるビオトープ

2-③ 道路の緑化を進めます

2-③-1 街路樹・緑地帯整備の推進

施策方針

- 街路樹はみどりをつなぐネットワーク軸、日陰の形成、美しい景観形成要素として都市の重要なみどりであるため、街路樹の整備推進と良好な維持管理に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 都市計画道路の新設では、街路樹による緑化を行います。また、既存の道路の改修でも、歩車道幅員の見直しにより歩道の広幅員化を図り、街路樹による緑化を行います。
- 街路樹や緑地帯はその道路の「顔」として、テーマ性を持った樹種の選定を行い、道路ごとに樹木の特性をいかして、美しく、季節を感じる個性ある緑化を推進します。
- 街路樹管理における住民の参加や協力について検討します。

【拡充する施策】

- 市道の街路樹は住民に永く愛されるように、樹種の選定について地域住民の意見を反映できるように努めます。
- 街路樹の植栽が困難な道路はフェンス緑化、プランターの設置など、小さなスペースでできる緑化方法を検討し、推進します。

【新たな施策】

- 植栽の間隔や樹形の維持管理方法などを示した街路樹管理マニュアルの策定について検討します。
- 街路樹の質の向上のため、適切な基盤（植栽ます等）の整備を図ります。
- 健全な街路樹の生育空間の確保を図るために、雨水浸透、電線の地中化などを推進します。



市道の街路樹

2-③-2 都道の緑化要請

施策方針

- 幹線道路である都道の緑化は道路交通の安全性と快適性、沿道の環境保全と改善効果を有するため、植栽帯や街路樹の量的拡大と質的向上の推進について東京都に要請します。

取組の内容

【拡充する施策】

- 新青梅街道（主要地方道（5））、所沢武蔵村山立川線（主要地方道（55））及び八王子武蔵村山線（主要地方道（59））は、質の高い街路樹整備を図るように東京都に要請します。



都道の街路樹

2-③-3 市民協働による生活道路の緑化

施策方針

- 市民、市民活動団体、事業者及び行政の協働で行える生活道路の緑化の助成、支援制度を検討します。

取組の内容

【継続する施策】

- 大規模な開発事業においてはみどり豊かな※コミュニティ道路を整備するように要請します。

【拡充する施策】

- 住民の要望に基づいて、みどり豊かな歩行者優先のコミュニティ道路を整備できる制度について検討します。
- 近隣の住宅等が協力して、連続した生け垣整備やプランター設置を推進するための制度について検討します。



コミュニティ道路（グリーンタウン武蔵村山）

2-③-4 自転車道の緑化の充実

施策方針

- 野山北公園自転車道、残堀川自転車道は、狭山丘陵、市内の公園や緑地を結ぶみどりの軸として、よりよい効果が発揮できるような緑化の充実を図ります。

取組の内容

【継続する施策】

- 季節感あふれる自転車道となる緑化手法を検討します。
- 自転車道の沿道スペースを利用して、みどりのある休憩施設などの整備を東京都と調整していきます。



野山北公園自転車道

【新たな施策】

- 災害時の避難路や延焼防止帯として活用できるように、防災機能の強化を図ります。
- エコロジカルネットワークを構成するみどりとして、植栽形態、樹種選定について検討し、質の向上に努めます。

2-③-5 みどりの散策路の整備

施策方針

- 市内のみどりの資源を発掘し、市内外の多くの人から親しまれるみどりの散策路づくりを推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 散策路の沿道緑化、案内サインの設置、歩きやすい舗装への改修、案内パンフレット（歴史散策マップ、武蔵村山市みどころマップ、ウォーキングマップなど）の作成など、みどりの散策路に関する整備の拡充を関係機関と連携しながら推進します。

【新たな施策】


- 新たなみどりの資源について情報収集を行い、市民が中心となってつくる新たな散策路の設定について検討します。
- 保存樹木や住宅地、事業所の優れた緑化箇所を巡る散策路、一般の庭木や花壇などを開放する※オープンガーデンを巡る散策路の設定について検討します。
- 武蔵野の路の整備拡充を東京都に要請します。



武蔵村山市イラストマップ

基本方針 3 : まちなかのみどりを充実します

3-① 公園の整備を進めます

3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">都市計画決定している公園について、早期整備に努めます。	
取組の内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">街区公園は、都市計画決定している 8 箇所のうち、未整備である 2 箇所（残堀公園 0.75ha、馬場公園 0.26ha）及び整備済みの公園の未整備部分の計画的な整備に努めます。近隣公園は、都市計画決定している 5 箇所のうち、未整備の 2 箇所（御伊勢の森公園 3.30ha、峰公園 1.00ha）及び整備済みの公園の未整備部分の計画的な整備に努めます。地区公園の都市計画決定について検討します。総合公園のうち、未整備部分の早期事業化に努めます。 <p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">野山北・六道山公園のうち、市が管理する総合運動公園（6.88ha）は、東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」における市事業の優先整備区域（1.4ha）の位置づけに基づき、整備拡充に努めます。野山北・六道山公園は東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」において優先整備区域（32.53ha・瑞穂町分含む）に位置付けられており、今後とも東京都の公園整備事業に協力し、事業の推進を図ります。中藤公園は東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」において、その一部が優先整備区域（28.41ha）に位置付けられており、東京都に対し早期事業化と全区域の優先整備区域化を要請するなど事業の推進を図ります。観音寺森緑地は東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」において、優先整備区域（15.4ha）に位置付けられており、今後とも東京都の公園整備事業に協力し、事業の推進を図ります。狭山緑地は本市内では未整備ですが、良好な都市緑地として保全するため、早期事業化に向けて東京都に要請します。	
	
野山北・六道山公園の里山民家	

3-①-2 条例等による公園の整備の推進

施策方針

- 街区公園の補完的な役割である児童遊園は、適切な整備の指導に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、一定規模以上の開発事業に対しては、公園や緑地などの整備を指導します。
- 運動広場、運動場、地域運動場は、既存施設の利用の促進に努めるほか、不足地域への整備について検討します。
- 残地の利活用としての*ポケットパークの設置を検討します。



道路沿いのポケットパーク

3-①-3 新たな公園の整備の推進

施策方針

- 新たな公園の整備については、分布状況、誘致圏を考慮して、計画的に配置、整備を行います。

取組の内容

【継続する施策】

- 土地区画整理事業では新たな公園を整備します。
- 買取申出のあった生産緑地地区については、新たな公園・緑地用地としての確保に努めます。

【新たな施策】

- 従来への用地取得による公園整備の他、借地公園、*立体都市公園、公共施設などと一体化した公園の整備について検討します。



プリンスの丘公園

3-①-4 社会情勢に対応した再整備

施策方針

- 公園の再整備では、社会情勢の変化や地域特性に合わせて行います。

取組の内容

【継続する施策】

- 「東京都福祉のまちづくり条例」による※ユニバーサルデザインに基づき、公園施設の※バリアフリー化を引き続き推進します。

【拡充する施策】

- 避難場所に指定されている面積の大きい公園では、※防災公園としての機能を充実するため、周辺の状況や公園規模などを考慮して、※かまどベンチ、※マンホールトイレ、防災井戸、ソーラー照明などの設置に努めます。

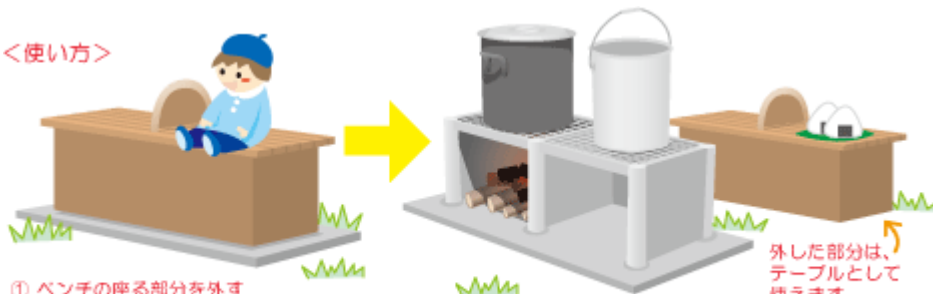
【新たな施策】

- 公園の再整備ではアンケート調査、※ワークショップを行い、地域住民の意見の反映や利用者との協議を行うことで、ニーズに合った整備に努めます。
- 生物多様性の保全に配慮した草刈り管理、生き物の生態を考慮した樹木等の植栽形態、管理について検討します。
- 効率的な公園・緑地の維持管理のため、公園台帳や施設管理の電子化などのIT技術を活用した管理を進めます。



改修された大南公園の園路

<使い方>



- ① ベンチの座る部分を外す
 - ② 地面と同じ高さのコンクリ面に燃料を置く
 - ③ 壁面のデッパりに金網を差し込む
 - ④ 火をおこし、鍋などを置いて使う
- ※ベンチによって形や使い方は多少異なります

外した部分は、
テーブルとして
使えます

かまどベンチ（東京都公園協会資料）

3-①-5 市民協働による公園維持管理への支援

施策方針

- 地域住民による公園の維持管理を推進します。

取組の内容

【新たな施策】

- 公園・緑地ボランティア制度を広く発信し、公園・緑地ボランティアの参加者の増加、ボランティアで管理する公園の増加に努めます。
- 公園・緑地ボランティア運営会議を通して、ボランティアが望む支援方法を検討します。

3-①-6 公園施設の長寿命化計画の策定

施策方針

- 公園施設の老朽化に対応して、「公園施設長寿命化計画」の策定を検討し、計画的で合理的な維持管理の取組を推進します。

取組の内容

【新たな施策】

- 公園施設の維持管理・経年劣化状況、利用状況等を把握し、今後の管理、保全指針を示した「公園長寿命化計画」の策定に努めます。
- 「公園長寿命化計画」に基づき、公園施設の機能と安全性の確保、効率的な維持補修を行います。

3-①-7 みどりの基金の活用

施策方針

- 公園、緑地などの用地の確保、みどりの保護や育成において、みどりの基金を活用します。

取組の内容

【継続する施策】

- 市民や事業者からの寄附金を様々な機会で見つけます。
- 計画的な基金の積立てを行い、生け垣の保全などのみどりのまちづくりに活用します。

【拡充する施策】

- 基金による事業を広く発信し、効果的な活用を図ります。
- 気軽に寄附ができる制度を検討します。



保存生け垣

3-② 公共施設の緑化を進めます

3-②-1 学校の緑化の推進

施策方針

- 児童・生徒が、身近にある自然とふれあいながら学ぶことができる、豊かで質の高い緑化整備を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 敷地の規模が比較的大きい学校の緑化を進めることは、周辺環境への多くの効果が期待できます。良好な沿道景観や快適な歩行空間を形成するために、接道部の厚みを持たせた緑化整備の推進に努めます。
- 児童・生徒、教師、保護者、地域住民の参加による植樹を行い、地域シンボルとなるような学校の森の整備を検討します。



市立小中一貫校村山学園の接道部緑化

【拡充する施策】

- みどりの役割や機能、植物の特性、生き物の餌などについて、実際の植物にふれながら学べるように、多様な樹種の植栽を行います。
- 児童・生徒、学校、保護者、地域住民による校庭芝生化の維持管理を推進します。



校庭芝生化の管理

【新たな施策】

- 環境教育の一環として、自然生態系の観察の場となる学校ビオトープの整備を検討します。
- 体験学習の場となる学習園の整備を推進します。
- 防災面に配慮した植栽を行い、避難場所として防災機能の充実を図ります。



学習園

3-②-2 公共施設の緑化の推進

施策方針

- 庁舎等の公共公益施設の緑化は、積極的に取り組みます。

取組の内容

【継続する施策】

- 庁舎、地区会館などの施設は、施設別の緑化状況を把握し、施設内容や規模に応じた緑化整備を推進します。
- 国や東京都の施設については、より一層の緑化推進を要請します。



市役所の緑化

【新たな施策】

- 公共施設の緑化は東京都の公共施設緑化基準に基づき指導を行っていますが、本市の特性や各施設の特性に合わせて管理が行えるように、緑化指導マニュアルの作成を検討します。
- より積極的な指導を行うため、緑化条例の制定について検討します。

3-②-3 公営住宅の緑化の推進

施策方針

- 住環境の向上に寄与する緑化推進に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 市営住宅では住宅地緑化の一環として、緑化推進に努めます。

【拡充する施策】

- 都営村山団地は、既存の公園や緑地とのみどりの連続性や歩行者ネットワークに配慮した緑化を行うなど、みどりの充実について東京都に要請します。



都営村山団地内の緑化

3-③ 民有地の緑化を進めます

3-③-1 民有地の緑化指導の充実

施策方針

- 「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、今後も適切な緑化指導による計画的な緑化を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 一定規模以上の開発事業に対しては「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、緑化指導を行い、計画的な緑化を推進します。
- 緑化の指導や啓発活動に活用するため、良好な緑化やまちづくりの事例紹介など、民間指导向けの緑化指導マニュアル・みどりのまちづくりガイドラインの作成を検討します。



商業施設の接道部緑化

【拡充する施策】

- 狭山丘陵周辺では景観保全に配慮した規制、地域の特性に合わせたきめ細やかな指導に努めます。

【新たな施策】

- 新青梅街道の拡幅工事と合わせ、快適都市空間の創出を目指すみどりの軸として整備を推進します。
- より積極的な指導を行うため、緑化条例の制定について検討します。



3-③-2 土地利用に合わせた緑化推進

施策方針

- 本市の特性に合わせて、土地利用を考慮した緑化推進に努めます。

取組の内容

【拡充する施策】

- 住宅地では、接道部緑化を推進するため、ブロック塀や金網フェンスの生け垣化を推進する制度を検討します。
- 現在の制度では生け垣の管理費助成が行われていますが設置助成はありません。今後は、生け垣設置に伴う工事費の一部を助成する生け垣奨励制度の創設を検討します。
- オープンガーデンとして住宅の庭などを開放する制度やイベントの実施を検討します。
- 屋上緑化や壁面緑化の整備を指導する仕組みについて検討します。
- 商業地では、植栽用地の確保が困難な場合が多いため、プランターやフラワーポットの設置、壁面緑化、緑化フェンスの設置などが有効です。これらの緑化に対する助成制度についても検討します。
- 商店街などでは、花木や季節の花ものなどを工夫し、商業空間のにぎわいや個性を演出できるように支援、協力を努めます。
- 一定規模の工場については、工場立地法の緑化基準に基づき緑化指導を行います。



みどりの多い住宅街(コモンシティ)



業務施設の緑化



工業地域内の接道部緑化

3-③-3 各種制度の充実と活用

施策方針

- 都市緑地法などによる各種制度や景観計画の活用、市条例の充実について検討します。

取組の内容

【継続する施策】

- みどり豊かなまちなみ、魅力ある住宅地等の形成のため、*緑地協定や*建築協定の協定締結の促進に努めます。
- 地区レベルで緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の*緑化率を定めた*地区計画制度の活用を検討します。

【新たな施策】

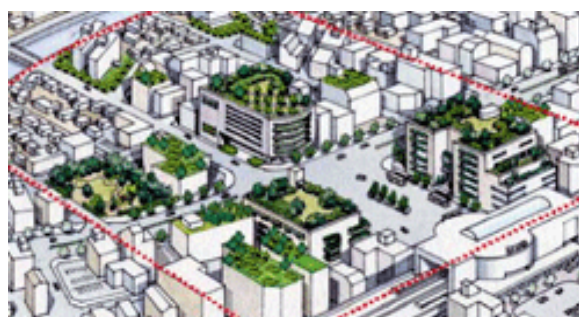
- みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、効果的にみどりを創出することが可能な*緑化地域制度の導入について検討します。
- 東京都景観計画に基づき、丘陵地景観基本軸として位置付けられた狭山丘陵の周辺を、建築物・工作物や開発行為等の規制・誘導を行って、みどりの保全に努めます。
- 「武蔵村山市まちづくり条例」によって青梅街道北側は景観の保全のため、新築・改築時に届け出が必要であり、今後も狭山丘陵の景観保全に努めるよう条例の活用を図ります。



地区計画制度による緑化



地区計画地区内の児童遊園



緑化地域のイメージ（国土交通省ホームページ）

基本方針 4：協働によるみどりのまちづくりを進めます

4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います

4-①-1 市民協働への理解

施策方針

- 市民、行政ともに「市民協働」についての理解を深めます。

取組の内容

【継続する施策】

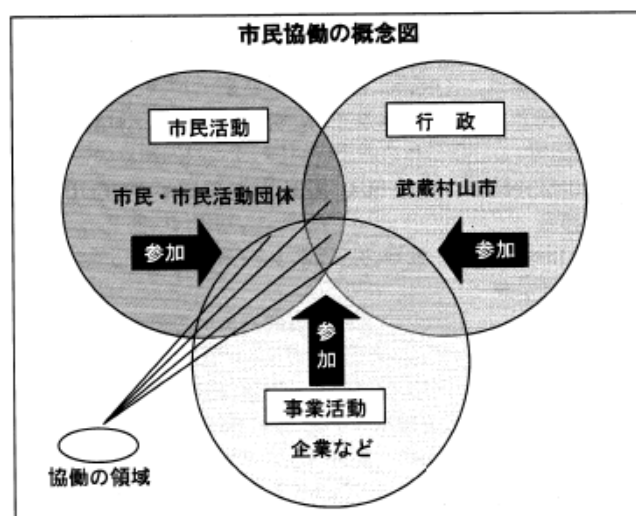
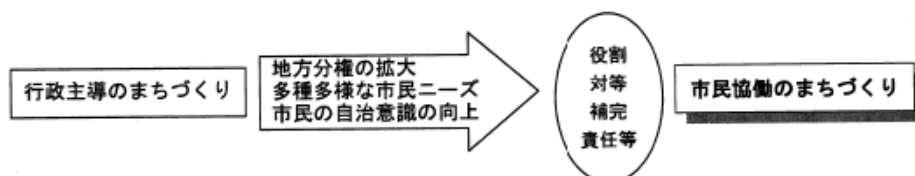
- 「武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針」、「武蔵村山市市民協働推進マニュアル」を活用し、協働の理念の正しい理解を進めます。

【拡充する施策】

- 協働を進める担当課と他部署との連携、市民活動への財政支援、活動拠点の整備、情報の公開などの市民活動全体を包括的に支援する仕組みなど、行政全体での取組を検討します。
- ボランティア団体、*NPO 法人、自治会などの多様な市民活動について、互いに理解し、連携・協力できる仕組みを検討します。

【市民協働の定義】

市民、市民活動団体、事業者及び市が、共通の目標を実現するために、対等の立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、相互の特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して効果的にまちづくりに関することに取組んでいくこと



「市民協働」の概念（武蔵村山市市民協働推進マニュアルより）

4-①-2 みどりのボランティアの推進

施策方針

- 協働の足がかりとなるみどりのボランティアの活動を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 公園・緑地等ボランティアの参加者が増えるように、公園・緑地等ボランティア制度を広く知らせるための活動を推進します。

【拡充する施策】

- 「武蔵村山市ボランティアセンター」を活用し、みどりに関するボランティアの養成、登録、あっせん、組織化、情報の収集・提供等の活動支援に努めます。

【新たな施策】

- 市民参加から市民協働へ発展するように、ボランティアが組織として継続的に活動を行うことができるように、協働事業提案制度を活用します。
- 市が管理する道路、水路、公園、緑地などの公共施設を、市民と協働で管理する※アダプト制度の実施について検討します。

武蔵村山市ボランティアセンター（略称「ボラセン」）へようこそ！

武蔵村山市ボランティアセンターでは、福祉分野だけではなく、生涯学習や国際交流、スポーツ、レクリエーションなど様々な分野のボランティアの方が登録されています。「ボランティアをしたい！」「ボランティアをお願いしたい！」方は、ぜひ相談してください！！

「ボラセン」は市民総合センターの2階です！

〒208-8503
武蔵村山市学園四丁目5番地の1
武蔵村山市市民総合センター2階
TEL 042(590)1430
FAX 042(590)1436
Email mm-vol@yel.m-net.ne.jp

【開館時間】
火曜日～日曜日（月曜日・祝日は休館）
午前8時30分～午後5時15分
（会議室等の施設の利用時間は午前9時から午後10時まで）

ボラセンでは、こんな活動をしています

①啓発推進事業

- ◆「ボラセンだより すまいる」の発行（年6回）
- ◆「こもれば【ボランティア特集号】」の発行（年2回）
- ◆ホームページ等を活用した「ボラセン」のPR活動
- ◆車椅子、履物体験セット等の福祉教育用機材の貸出し など

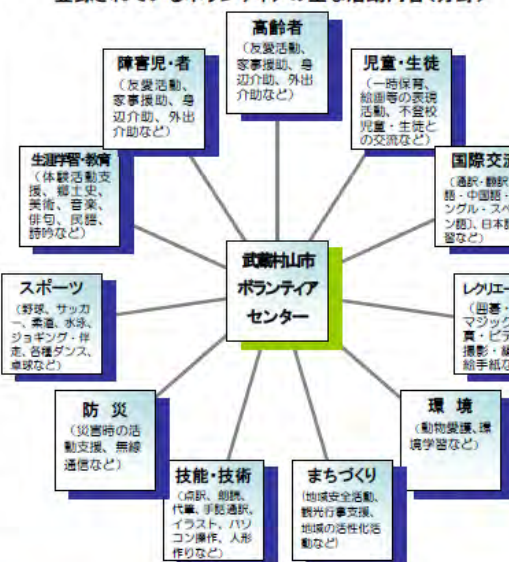
②養成研修事業

- ◆「ボランティア入門ガイダンス」の開催
- ◆「夏の体験ボランティア」事業の開催
- ◆「お父さんのための市民活動講座」の開催
- ◆「ボランティア講座」の開催
- ◆「親子ボランティア教室」の開催 など



お父さんのための市民活動講座「料理教室」

登録されているボランティアの主な活動内容(分野)



③ボランティアの登録・あっせん コーディネート

- ◆ボランティア（個人・団体）の登録
- ◆ボランティア活動をしたい方とボランティアをお願いしたい方との調整 など



異体験ボランティアのひとコマ

④活動基盤づくり

- ◆会議室、作業室、点字・録音室等の貸出し
- ◆ボランティア保険加入費の一部負担
- ◆印刷機・コピー機貸出し
- ◆福祉関係団体へのロッカー貸出し など

⑤組織化推進事業

- ◆ボランティアミーティングの開催 など



ボランティアミーティングの様子

⑥その他

- ◆インターンシップ制度の実施

実際のボランティアには、このほかに様々な活動分野があります。

ボラセンのホームページアドレス <http://www1.yel.m-net.ne.jp/mmshakyo/borasen/borasen.html>

4-② 協働の仕組みをつくりま

4-②-1 協働事業提案制度の活用

施策方針

- ※武蔵村山市協働事業提案制度を通じて、みどりのまちづくりを推進するための仕組みをつくりま。

取組の内容

【拡充する施策】

- みどりのまちづくりの推進に関連し、事業の継続性や発展性があり、市の事業として定着することができるような提案に対して、市民活動団体と行政が協働で事業を推進しま。

4-②-2 協働の推進体制づくり

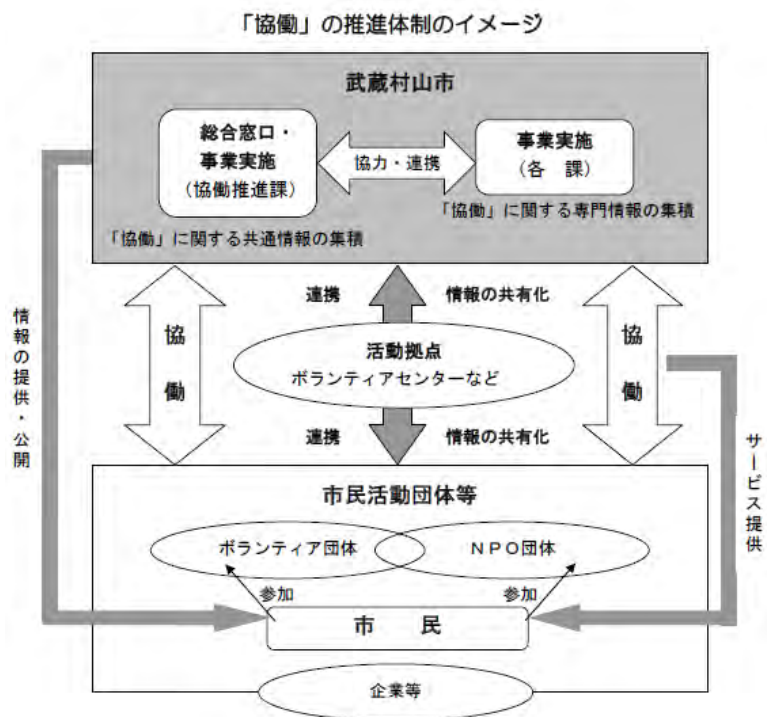
施策方針

- 市民協働推進マニュアルに基づき、みどりのまちづくりを推進するための体制づくりを全庁的に進めま。

取組の内容

【新たな施策】

- 市民活動団体の相互間における情報交換や交流、協働の意識を徐々に高めることなどを目的とした自主的な横断的連絡組織の設立・運営のための支援に努めま。
- 定期的な協働事業に関する調査の実施に努めま。
- 協働に対する行政の理解促進を図るため、職員向けの意識啓発事業の実施に努めま。



基本方針5：みどりのまちづくり推進のための人づくりをします

5-① 人づくりの基盤をつくります

5-①-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発	
<p style="text-align: center;">施策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> みどりに関する情報や知識の普及と啓発に努めます。 	
<p style="text-align: center;">取組の内容</p>	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の各種施設を利用して、みどりに関する写真展や緑化啓発のパネル展示を推進します。 「※土曜日チャレンジ学校」と連携して、市内の自然や環境についての様々な体験活動や観察会の開催を推進します。 	 <p style="text-align: center;">水田学習</p>
<p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭山丘陵や公園を活用して、生き物観察会や講習会を開催します。 子どもたちが積極的に生き物の生態などを学び、また、学ぶ意欲が反映できる「生き物博士」制度を検討します。 ボランティア参加希望者を対象とした、ボランティアに必要な知識や技術を学べる「みどりのボランティア講座」を開催します。 植物、生き物等のみどりに関する様々な知識を、継続して学べる「みどりの学習講座」を開催します。 学校と協力して、学習園の活用、生き物観察、里山体験など、みどりに関する体験、学習の内容の拡充を図ります。 自然の大切さやみどりの必要性の意識を高めるために、小学生向けのみどりの副読本の発行を検討します。 緑化支援策、緑化手法、イベント開催情報等のみどりに関する情報を発信するコミュニティサイトの開設を検討します。 	

5-①-2 緑化イベントの継続的開催

施策方針

- みどりに関するイベントについて、継続的な開催と内容の充実を図ります。

取組の内容

【拡充する施策】

- イベント内容は、継続したテーマやシリーズ性を持たせて、連続した参加を促します。
- 苗木や花の種の無料配布を東京都と連携して行います。

【新たな施策】

- イベントへの参加回数に応じて、花や苗木と交換できるポイント制など、参加を促進させる方法を検討します。
- 緑化や美化推進などに貢献したグループや個人への表彰制度を検討します。
- 市民による生き物調査について、その実施方法などを検討します。



環境学習会（昆虫の捕まえ方）

5-①-3 グリーンヘルパー制度の創設

施策方針

- みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダー（グリーンヘルパー）の養成を目指します。

取組の内容

【新たな施策】

- みどりのボランティア講座の受講者を対象とした、継続的な養成講座の開催を検討します。
- 受講者がボランティアなどの活動にいかすことができる実践的な構成となるように、講座の内容を検討します。
- 養成講座は単位制を取り入れるなど、段階的なみどりのボランティア講座の開催を検討します。
- 参加者の理解度、やる気に応じて、レベルアップできる講座について検討します。

5-② 新たな担い手づくりを進めます

5-②-1 学校との連携

施策方針

- 将来の緑化推進リーダーとなる子どもたちが、みどりとふれあい興味を抱く方法について、学校と連携して検討します。

取組の内容

【新たな施策】

- 学校と協力して、河川清掃、公園清掃などを定期的に行うことができる方法を検討します。
- 地域のボランティア活動団体の一つとして、子どもを対象としたボランティア団体の設立について検討します。
- 緑化関連イベント、講習会等において、高校や大学との連携について検討し、実施に努めます。



小学生のアイデアを基にした遊具

野山北・六道山公園の遊びの森に木製遊具を設置する際に、市内の小学生からイメージ図を募集し、その中から選ばれた絵を基にして東京都が作製しました。

5-②-2 事業所との連携

施策方針

- 事業所における環境配慮や社会的責任意識の高まりを反映して、事業所との連携による緑地の保全と創出に努めます。

取組の内容

【新たな施策】

- 緑化イベントへの積極的な参加を促すように努めます。
- 事業者によるみどりの基金への募金制度を検討します。
- 緑化修景することが事業者のイメージアップを果たすため、一定の緑化基準を満たした事業者に対する認定制度や表彰制度について検討します。

5-③-3 自治会・商店会等各種団体との連携

施策方針

- 民有地の緑化は、地域との連携が不可欠のため、自治会や商店会の組織力、地域コミュニティの広がりをいかします。

取組の内容

【拡充する施策】

- 自治会や商店会によるプランター整備を支援します。
- 自治会や商店会と連携してみどりのイベントの実施を推進します。

【新たな施策】

- 自治会や商店会の自主的な緑化活動に対して支援します。



第9章 緑化重点地区

第9章 緑化重点地区



9-1 緑化重点地区の検討

「緑化重点地区」とは都市緑地法に基づき、重点的に緑化を図るべき区域として定めるものです。

緑化重点地区として整備していく要件は、現況の課題や今後の施策・計画実施を踏まえて、みどりのある景観としての維持保全が必要な地域、市のシンボルとして質の高いみどりが必要な地域、みどりが少ない地域などが掲げられます。

緑化重点地区の選定やその内容の策定は重要な施策となるとともに、該当する地区のまちづくりの動向や方向性、地元の意向などを把握する必要があり、「武蔵村山市まちづくり基本方針」との関連が強く、計画の連携が重要となります。

そのため、緑化重点地区の選定は、現在見直しが行われている「武蔵村山市まちづくり基本方針」の検討結果を踏まえた上で、住民の意見を反映し、地区の設定と具体的な緑化施策の策定を行うこととします。

第 10 章 計画の推進

第10章 計画の推進



本計画の推進で重要なことは、市民、事業者及び行政の積極的な参加と協力に基づく連携体制をつくることです。また、それぞれの役割分担を認識し、みどりのまちづくりの実現に向けて行動する必要があります。

10-1 推進体制

(1) 連携の体制

① 地域との連携

市民の中にみどりの重要性やみどりの持つ環境的価値を広めていくことが、計画を推進していく上での基盤となります。そして市民や事業者の参加と連携による活動として発展することが重要となります。

今後、市民、市民活動団体及び事業者などを含めた地域との連携を強め、自発的な緑化活動や維持管理活動を通して、情報交換をしながら知恵を出し合い、協働によりみどりのまちづくりを推進していきます。

② 庁内関連部署の相互連携

本計画で示されているみどりの施策に関わる部署は多く、施策の確実な実行には全庁的な取組が必要です。

具体的な施策の展開に当たっては、庁内関連部署相互との十分な連携と相互支援を図りながら取り組めます。

③ 広域における連携

狭山丘陵やネットワーク（河川、道路、散策路、自転車道等）に関する施策は、東京都や周辺自治体との連携が必要です。

広域的な連携をとることにより、連続性のある良好な緑地景観の保全、緑地の活用による生活環境の向上、広域的な生態系の保全など、みどりに対する相乗効果を高めることが期待できます。そのため、周辺住民、東京都及び周辺自治体との密接な連携によってみどりのまちづくりを推進していきます。

(2) 役割分担と行動計画

① 市民の役割

- 生活のなかで身近なみどりである生け垣、庭、玄関、ベランダのみどりなどを増やし、育てます。
- 公園、広場、学校のみどりの維持管理や河川清掃など地域の環境美化の推進に参加します。
- 緑化運動やイベントなどに積極的に参加し、みどりの意識の向上に努めます。
- グリーンヘルパーの講習会に参加し、みどりのボランティア活動を行います。
- 計画、構想段階からのワークショップなどに参加し、自分たちのみどりのまちづくりという意識を持ちます。
- 緑地の保全に協力し、地域の環境を向上させるためのみどりの維持活動に参加します。
- 大樹や樹林地などの所有者は、維持保全に努めます。地域住民も地域の財産であることを認識し、維持管理に協力します。
- 営農者は農地を保全し、継続的な営農が困難な場合は市に借上げなどの相談をします。
- 建物の新築・増改築などにおいては、できるだけ既存のみどりを残し、積極的に緑化するよう努めます。
- 緑化を推進するために、募金活動を通してみどりの基金に協力します。

② 事業者の役割

- 地域社会の一員として緑化活動に努めます。
- 事務所、店舗、駐車場などの緑化の推進と維持管理により、みどりの質と量を高めます。
- 敷地の広い事業所などでは、みどりを増やすことがみどり豊かなまちづくりに貢献できることを意識します。
- 地域の緑化イベントなどに積極的に参加・協力します。
- 緑化を推進するために、募金活動などを通してみどりの基金に協力します。

③ 行政の役割

- 公園や緑地の整備を進めるとともに、東京都や国などが管理する施設については緑化の推進を要請します。
- 市民、市民活動団体及び事業者に対して、緑化活動を推進するための支援を行います。
- みどりを大切に、愛する心を養う環境づくりに努めます。
- 継続的な営農が困難な農地については、農作業の受委託を行う組織の推進や公園・緑地の配置などに努めます。
- みどりのまちづくりを全庁的に推進するため、関連部署や関連団体などと協力、連携します。
- みどりの役割や効果について啓発し、市民と協働して緑化の推進と維持管理が行える仕組みをつくります。

- みどりに関する情報を発信するなどの普及と啓発に努めます。
- 市民からの意見や提案に対して柔軟に対応し、みどりのまちづくり活動を支援します。
- 各施策を着実に実施していくための財源の確保に努めます。

④ 行動計画

施策を着実に推進するためには、それぞれの役割を認識し、分担して行動していく必要があります。そのため、各施策の重要性、緊急性、影響、波及効果等を踏まえて以下のように区分し、実施していくものとします。行動区分 A、B、C は「表 10-2 緑化推進体系の役割分担と行動区分」に対応しています。

表 10-1 行動計画区分

行動区分	区 分 内 容
A	市の緑化担当部署が主導的な立場で行える施策であり、実現性が高く、他への波及効果が高い施策。 また、現在その計画や実施を行っている施策。
B	施策の重要度は高いが、市の緑化担当部署のみでは対応が困難で、他の関連部署、東京都、市民、市民活動団体及び事業者と連携して実施する施策。実現のためには他の上位・関連施策の進捗や実施に影響される施策。
C	市の条例制度化、援助、指導等によって推進される施策。 対象は市民、市民活動団体、事業者が中心となっていく施策。

表 10-2 緑化推進体系の役割分担と行動区分

基本方針・施策項目	施策内容	役割分担				行動区分
		市民	市	都	国	
基本方針 1：郷土のみどりを大切にします						
1-① 拠点となるみどりを大切にします	1-①-1 狭山丘陵の保全	○	○	○	○	B
	1-①-2 海道緑地保全地域の保全	○	○	○		B
	1-①-3 多摩開墾の保全	○	○			B
1-② 身近なみどりを大切にします	1-②-1 樹林地・大樹の保全	○	○			A
	1-②-2 農地の保全	○	○		○	B
基本方針 2：水とみどりのネットワークを充実します						
2-① 水辺空間を充実します	2-①-1 河川の緑化の推進	○	○	○		B
	2-①-2 生態系に配慮した整備の推進	○	○	○		B
	2-①-3 河川の水質、水量と環境の改善	○	○	○		B
2-② エコロジカルネットワークを充実します	2-②-1 生態系の連続性を配慮した緑化整備		○	○		B
2-③ 道路の緑化を進めます	2-③-1 街路樹・緑地帯整備の推進		○	○		B
	2-③-2 都道の緑化要請		○	○		B
	2-③-3 市民協働による生活道路の緑化	○	○			C
	2-③-4 自転車道の緑化の充実		○	○		B
	2-③-5 みどりの散策路の整備	○	○	○		B
基本方針 3：まちなかのみどりを充実します						
3-① 公園の整備を進めます	3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進	○	○	○		B
	3-①-2 条例等による公園の整備の推進	○	○	○		A
	3-①-3 新たな公園の整備の推進	○	○	○		A
	3-①-4 社会情勢に対応した再整備	○	○			A
	3-①-5 市民協働による公園維持管理への支援	○	○			A
	3-①-6 公園施設の長寿命化計画の策定		○			A
	3-①-7 みどりの基金の活用	○	○			A
3-② 公共施設の緑化を進めます	3-②-1 学校の緑化の推進	○	○	○		B
	3-②-2 公共施設の緑化の推進		○	○	○	B
	3-②-3 公営住宅の緑化の推進		○	○	○	B
3-③ 民有地の緑化を進めます	3-③-1 民有地の緑化指導の充実	○	○	○		C
	3-③-2 土地利用に合わせた緑化推進	○	○			C
	3-③-3 各種制度の充実と活用	○	○	○	○	B
基本方針 4：協働によるみどりのまちづくりを進めます						
4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います	4-①-1 市民協働への理解	○	○			B
	4-①-2 みどりのボランティアの推進	○	○			A
4-② 協働の仕組みをつくります	4-②-1 協働事業提案制度の活用	○	○			B
	4-②-2 協働の推進体制づくり	○	○			B
基本方針 5：みどりのまちづくりを推進のための人づくりをします						
5-① 人づくりの基盤をつくります	5-①-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発	○	○			A
	5-①-2 緑化イベントの継続的開催	○	○			A
	5-①-3 グリーンヘルパー制度の創設	○	○			A
5-② 新たな担い手づくりを進めます	5-②-1 学校との連携	○	○	○		B
	5-②-2 事業所との連携	○	○			C
	5-②-3 自治会・商店会等各種団体との連携	○	○			C

注) 役割分担の市民には事業者、市民活動団体も含まれます。

10-2 進捗管理

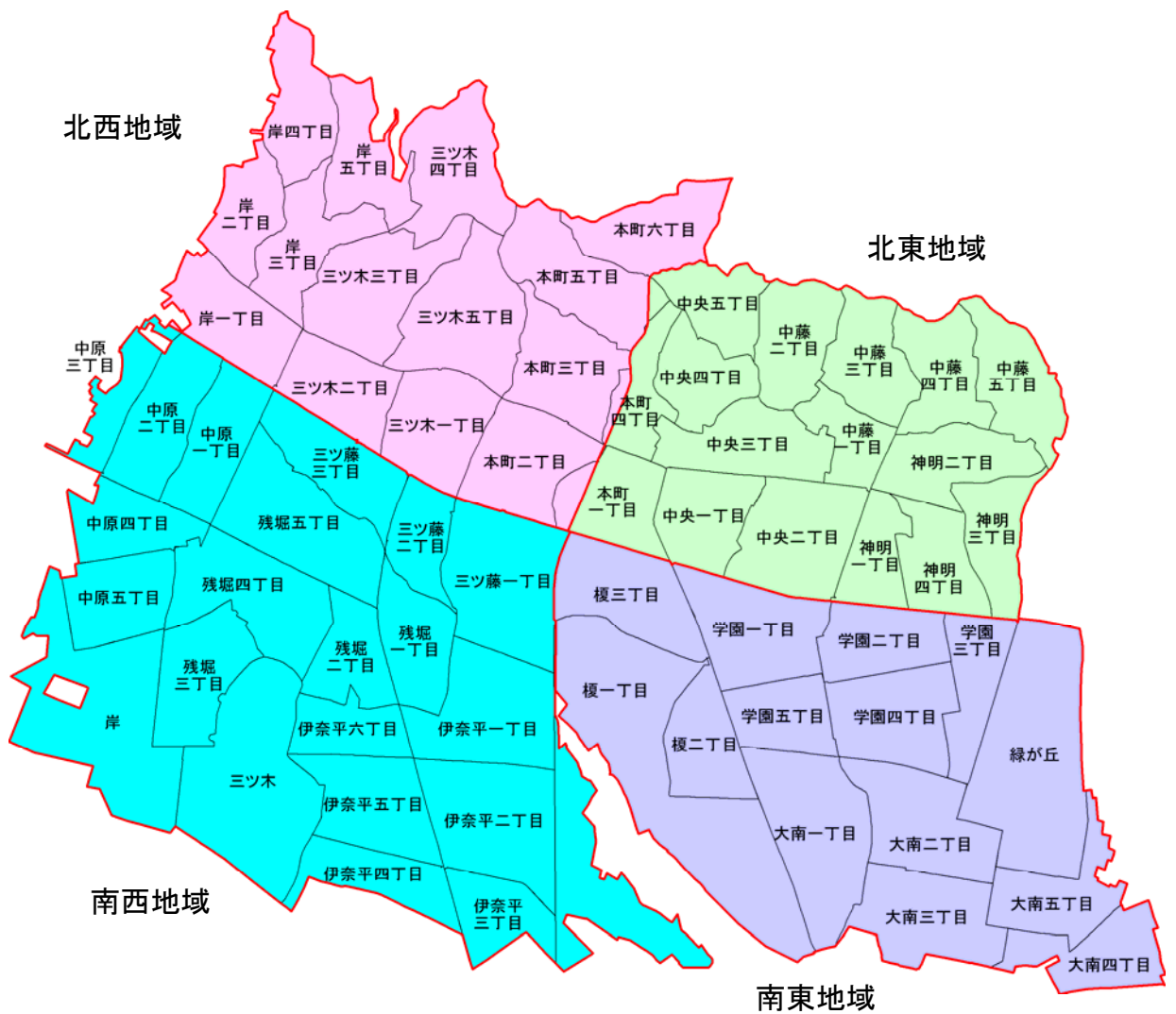
みどりのまちづくりの計画的な推進のため、年度毎に実施する計画量を定めた実施計画を作成するなど計画的に実行することが重要です。そのため、実施計画に基づき施策を実行し、施策の実施状況を把握・確認するため、定期的に緑化事業実績を緑化審議会に報告します。緑化審議会ではそれらを点検、評価し、計画に定めた施策の実施状況を確認します。その結果については市民に公表し、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

また、本計画についても社会経済状況の変化、施策の進捗状況などに適切に対応していくために、見直しを行うこととします。

表 10-3 年間推進計画

計画策定	年間実施計画を立て予算を確定し、実施する緑化施策を確定します。
実行推進	年間実施計画に基づき緑化施策を実行し、実績報告をまとめます。
点検・評価	緑化審議会などを通じて実施内容の点検、評価を行います。
見直し・反映	翌年度の緑化施策や予算への反映方針を検討します。

第 11 章 地域別方針



注) まちづくり基本方針の地域区分に合わせて 4 地域とします

図 11-1 地域区分図

第 11 章 地域別方針



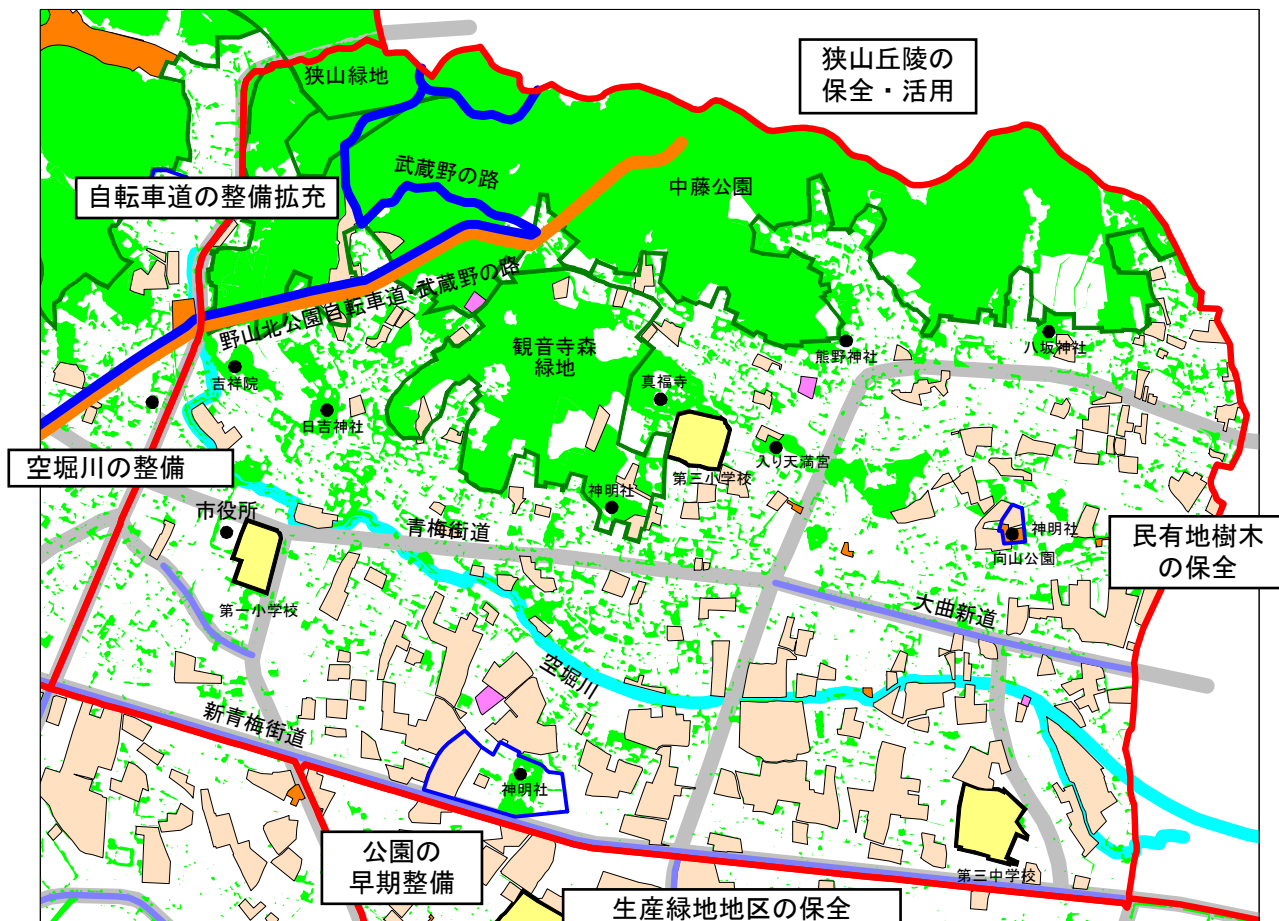
11-1 北東地域

(1) 北東地域の現状

項目	内 容
該当地区	神明一丁目～四丁目、中藤一丁目～五丁目、中央一丁目～五丁目、本町一・四・五丁目の一部
面積	約 284ha
概要	北側が狭山丘陵の樹林地で、所沢市、東大和市にまたがる樹林帯を構成しており、豊かなみどりがあります。 山裾から青梅街道周辺には、みどりの多い昔からある市街地が形成されています。 空堀川の南側の新青梅街道沿いには多くの生産緑地地区が指定されていますが、宅地化が進んでいます。 西側には市役所などの公共施設があります。
土地利用	地域面積の約 30%は狭山丘陵の樹林地が占めます。 新青梅街道及び青梅街道沿いでは商業系の建物が見られますが、多くが住宅用地です。
緑被率等	樹木率は約 36%、農地率が約 18%、草地率が約 1%、緑被率は約 55%であり、北西地域に次いで高くなっています。 狭山丘陵から空堀川付近までの昔からある市街地は樹木や生け垣が多く、緑視率も高い状況です。
公園・緑地	近隣公園として向山公園がありますが、整備率は約 13.6%です。 地域中央部の観音寺森緑地は都市計画緑地として一部用地の取得が行われています。 狭山丘陵の大部分は都市計画公園・緑地、首都圏近郊緑地保全区域、都立自然公園に指定されています。
河川	昔からの市街地と新たに開発された市街地を区分するように空堀川が位置します。 神明や中央において新しい河道を先行的に整備し、上下流の河道に接続するまでの間、この新しい河道を調節池として暫定的に利用しています。
道路緑化	新青梅街道や大曲新道は街路樹が整備されていますが、青梅街道は未整備です。
その他	野山北公園自転車道や武蔵野の路、歴史散策コース（東コース）等が整備されています。

(2) 北東地域の方針

方針	内容
丘陵地のみどりの保全	狭山丘陵のみどりは東京都等の関連機関と連携し、みどりの保全とその活用を推進します。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備します。 都市計画決定済みの公園は早期整備に努めます。 都立公園は早期整備、事業化を要請します。
水辺空間の緑化推進	空堀川の東京都による改修に合わせ、みどりあふれる市街地の空間が形成されるように要請します。
私有地の緑化推進	武蔵村山市まちづくり条例に基づいて、緑化指導を推進します。 新青梅街道周辺地区においては、新青梅街道を軸とした広がりと厚みをもったみどりが形成されるよう検討します。
自転車道、散策路の整備拡充	野山北公園自転車道や武蔵野の路の整備拡充を東京都に要請します。 歴史散策コースや市内の散策道の整備拡充について推進します。
樹木・生け垣の保全	奨励金制度の活用や新たな制度導入の検討により、良好な生け垣や大樹を可能な限り保全します。
農地の保全	生産緑地地区などの農地の保全に努めます。



凡例

- | | |
|--|---|
| 地域区分 | 学校 |
| 樹木・樹林 | 社寺境内地 |
| 都立公園・緑地 | 主な道路 |
| 市立公園 | 主な河川 |
| 都市計画公園区域 | 街路樹 |
| 運動場・広場 | 野山北公園自転車道 |
| 生産緑地地区 | 武蔵野の路 |

図11-2 北東地域方針図

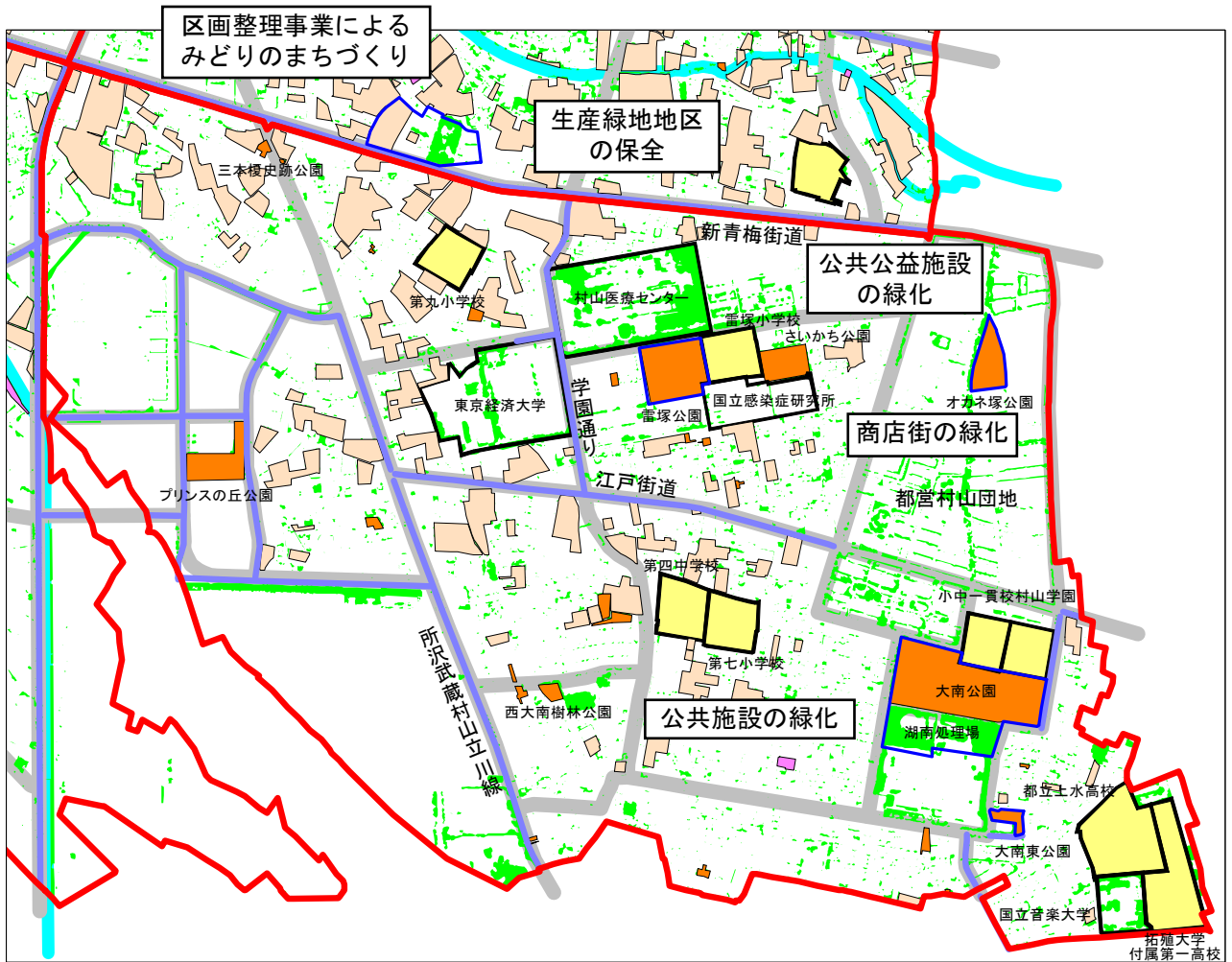
11-2 南東地域

(1) 南東地域の現状

項目	内 容
該当地区	大南一丁目～五丁目、学園一丁目～五丁目、榎一丁目の一部、榎二・三丁目、緑が丘
面積	約 429ha
概要	市内で最も市街化が進んでいる地域です。 地域の東側は都営村山団地（現在建替中）などの中層建物が多く、南側は住宅地の中に農地が点在し、北側は市民総合センター、医療・教育機関など公的な施設が立地し、西側は都市核地区土地区画整理事業が行われています。また、土地区画整理事業地南側には大型商業施設があります。
土地利用	都営村山団地周辺、幹線道路沿い及び地域西側には商業系の建物が分布しています。また、住宅系、教育系及び医療系建物や農地などもあり、多様な土地利用となっています。
緑被率等	樹木率が約 8%、農地率が約 9%、日産自動車村山工場跡地を中心とした草地率が約 10%、緑被率全体では約 27%で最もみどりの少ない地域です。
公園・緑地	街区公園はオカネ塚公園、大南東公園があり、近隣公園は雷塚公園があります。 総合公園は大南公園があります。 その他の公園として三本榎史跡公園、プリンスの丘公園があります。 街区、近隣公園は 100%の整備率です。
道路緑化	新青梅街道、学園通り（一部）、江戸街道は街路樹が整備されています。
その他	保存樹林であった樹林地を西大南樹林公園として開園しています。 湖南処理場が大南公園に隣接しています。

(2) 南東地域の方針

方 針	内 容
土地区画整理事業地内の緑化推進	土地区画整理事業を通じて、計画的な公園・緑地の設置や接道部緑化の整備を推進します。
農地の保全	市街地に残る生産緑地地区などの保全に努めます。 市民農園などの農地の活用を検討、推進します。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備していきます。
民有地の緑化推進	住宅地の接道部の生け垣化、オープンガーデン、商店街のプランター植栽などまちの状況に合った緑化を進めます。 武蔵村山市まちづくり条例に基づいて、緑化指導を推進します。 新青梅街道周辺地区においては、新青梅街道を軸とした広がりや厚みをもったみどりが形成されるよう検討します。
公共施設の緑化推進	良好な沿道景観や快適な歩行空間を形成する接道部緑化を推進します。 屋上緑化や壁面緑化整備を積極的に整備します。
樹木・生け垣の保全	奨励金制度を活用して、良好な生け垣や樹木を可能な限り保全します。



凡 例











- | | | | |
|---|----------|---|--------|
|  | 地域区分 |  | 生産緑地地区 |
|  | 樹木・樹林 |  | 学校 |
|  | 市立公園 |  | 主な道路 |
|  | 都市計画公園区域 |  | 主な河川 |
|  | 運動場・広場 |  | 街路樹 |

図11-3 南東地域方針図

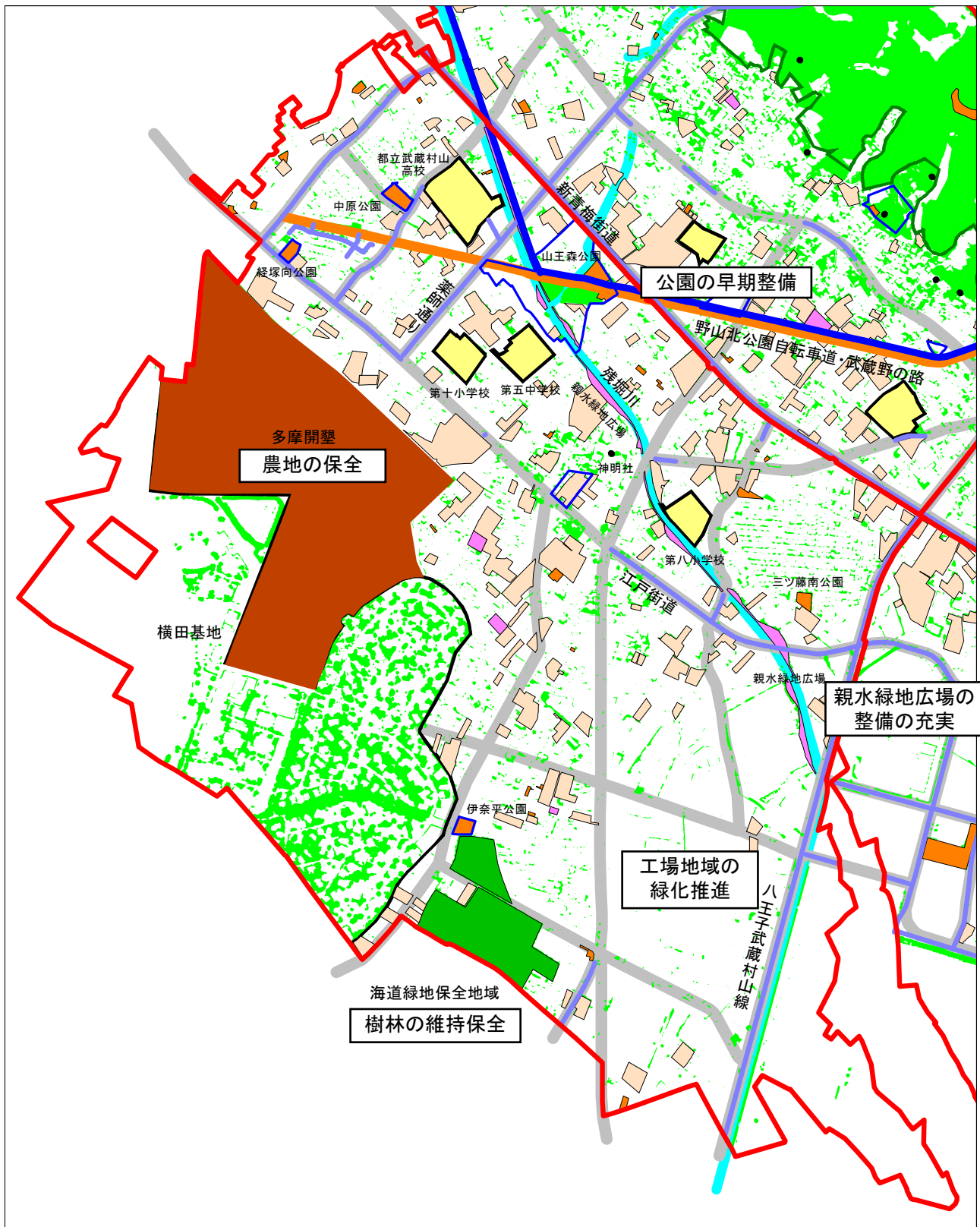
11-3 南西地域

(1) 南西地域の現状















項目	内 容
該当地区	榎一丁目の一部、伊奈平一丁目～六丁目、残堀一丁目～五丁目、三ツ藤一丁目～三丁目、中原一丁目～五丁目、大字三ツ木、大字岸
面積	約513ha
概要	地域の南西側の市街化調整区域には多摩開墾、横田基地があります。地域東側の残堀川より南側は工業系の土地利用が多くなっています。その他は農地が点在していますが市街化が進行しています。
土地利用	多摩開墾、横田基地は市街化調整区域です。市街化区域では東側は工業系の土地利用が多く、その他は住宅地が主体ですが、生産緑地地区も点在しています。
緑被率等	樹木率は約11%、農地率は多摩開墾があることから約21%と高く、草地率約10%、緑被率は全体で約42%です。
公園・緑地	街区公園は経塚向公園、中原公園、伊奈平公園があり、整備率は100%です。近隣公園は未整備です。総合公園として山王森公園がありますが整備率は約8%です。地域の南側に海道緑地保全地域があります。
河川	地域の北西部から南東部にかけて残堀川が流れています。残堀川の整備は概成し、良好な歩行空間が整備されています。
道路緑化	新青梅街道、薬師通り、江戸街道の一部、グリータウン武蔵村山周辺道路の一部が街路樹の整備が行われています。

(2) 南西地域の方針

方 針	内 容
海道緑地保全地域の保全	東京都などと連携して保全します。
農地の保全	多摩開墾及び生産緑地地区は農地の持つ多様な機能をいかすため保全に努めます。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備します。
工業地域の緑化推進	無機質で単調になりやすい景観の修景、環境改善、事業所のイメージアップを図るような工場敷地内の緑化を推進します。
民有地の緑化推進	住宅地の接道部の生け垣化、オープンガーデンなど住宅地の状況にあった緑化を指導します。武蔵村山市まちづくり条例に基づいて、緑化指導を推進します。新青梅街道周辺地区においては、新青梅街道を軸とした広がりや厚みをもったみどりが形成されるよう検討します。
樹木・生け垣の保全	奨励金制度を活用して、良好な生け垣や樹木を可能な限り保全します。
水辺空間の緑化推進	残堀川の整備は概成しましたが、よりよいみどりの充実によるネットワーク軸の強化とみどりの空間形成のために、東京都と連携して維持管理を行います。



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | 地域区分 |  | 学校 |
|  | 樹木・樹林 |  | 社寺境内地 |
|  | 都立公園・緑地 |  | 主な道路 |
|  | 市立公園 |  | 主な河川 |
|  | 都市計画公園区域 |  | 街路樹 |
|  | 運動場・広場 |  | 野山北公園自転車道 |
|  | 生産緑地地区 |  | 武蔵野の路 |

0 100 200 400 600 800 1000m



図11-4 南西地域方針図

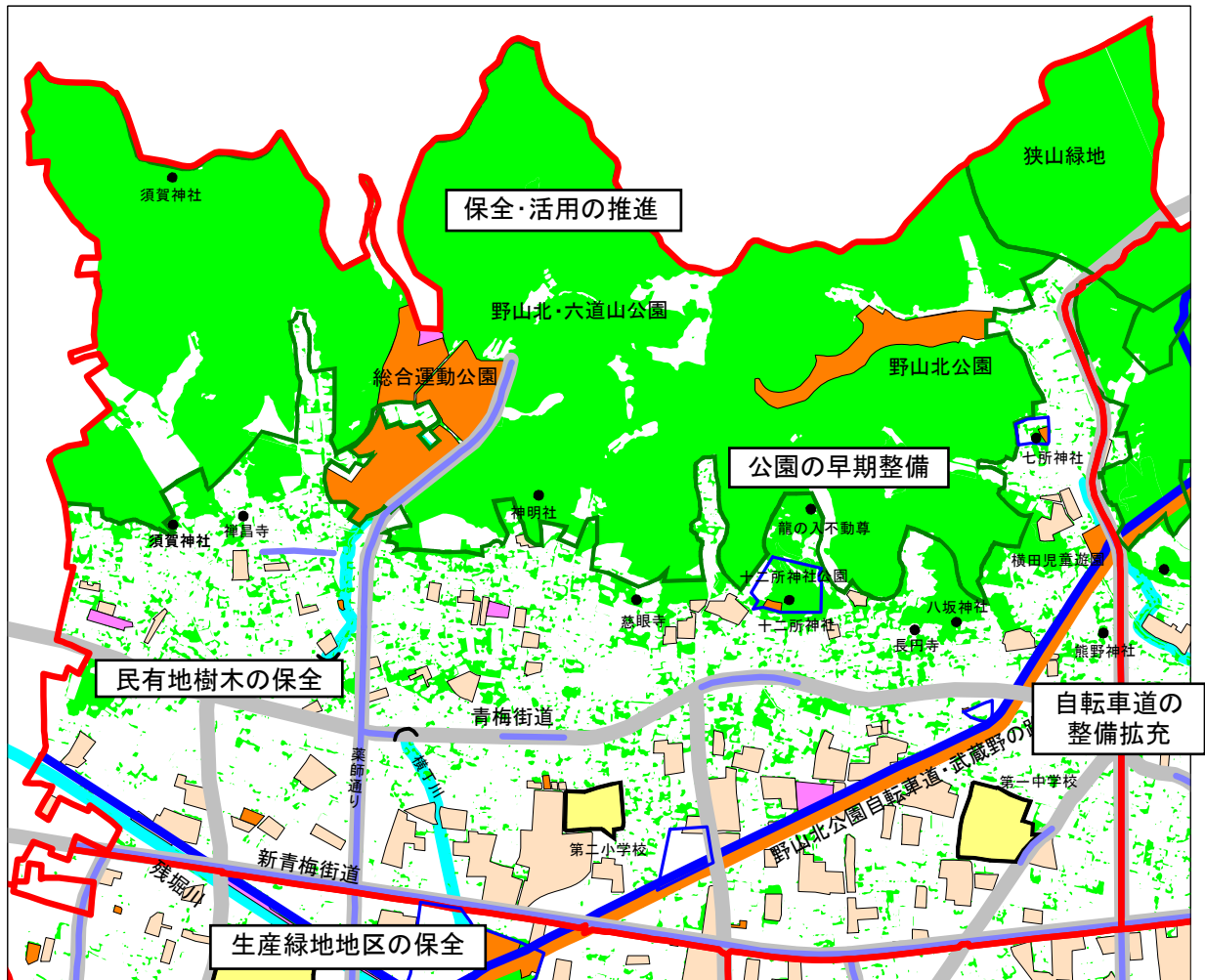
11-4 北西地域

(1) 北西地域の現状

項目	内 容
該当地区	本町一・四・五丁目の一部、本町二・三・六丁目、三ツ木一丁目～五丁目、岸一丁目～五丁目
面積	約311ha
概要	北側が狭山丘陵の樹林地で、広域の緑地を構成する豊かなみどりがあります。山裾から青梅街道周辺にはみどりの多い昔からある市街地が形成されています。南側に生産緑地地区が多く指定されていますが、宅地化が進んでいます。
土地利用	地域面積の約40%は狭山丘陵の緑地が占めます。新青梅街道及び青梅街道沿いでは商業系の建物が見られ、その他の多くは住宅系の建物です。
緑被率等	樹木率は約51%、農地率が約10%で、草地率が約2%、全体の緑被率は約63%で、最もみどりの多い地域です。山裾から青梅街道までの昔からある市街地は樹木や生け垣が多く、緑視率も高くなっています。
公園・緑地	街区公園は野山公園があります。近隣公園として十二所神社公園があります。整備率は街区公園で約13%、近隣公園で約4%です。狭山丘陵の大部分は野山北・六道山公園、狭山緑地、首都圏近郊緑地保全区域、都立狭山自然公園に指定されています。野山北・六道山公園内に市管理の総合運動公園、野山北公園があります。
河川	久保の川、横丁川がありますが、水量は少ない状況です。瑞穂町を源流とする残堀川が地域の南部を流れています。
道路緑化	新青梅街道や薬師通りは街路樹の整備がされていますが、青梅街道や所沢武蔵村山立川線は一部のみの整備です。
その他	野山北公園自転車道や武蔵野の路、歴史散策コース（西コース）等が整備されています。

(2) 北西部地域の方針

方 針	内 容
丘陵地のみどりの保全	狭山丘陵のみどりは東京都等の関連機関と連携し、みどりの保全とその活用を推進します。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備していきます。 都市計画決定済みの公園は早期整備に努めます。 都立公園については早期整備、事業化を要請します。
水辺空間の緑化推進	生態系に配慮した水とみどりのネットワークを充実するために、市内の小河川の環境改善に努めます。
民有地の緑化推進	武蔵村山市まちづくり条例に基づいて、緑化指導を推進します。 新青梅街道周辺地区においては、新青梅街道を軸とした広がりや厚みをもったみどりが形成されるよう検討します。
自転車道、散策路の整備拡充	野山北公園自転車道や武蔵野の路の整備拡充を東京都へ要請します。 歴史散策コースや市内の散策道の整備拡充を推進します。
樹木・生け垣の保全	奨励金制度を活用して、良好な生け垣や大樹を可能な限り保全します。
農地の保全	生産緑地地区やその他の農地の保全に努めます。



凡 例















- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | 地域区分 |  | 学校 |
|  | 樹木・樹林 |  | 社寺境内地 |
|  | 都立公園・緑地 |  | 主な道路 |
|  | 市立公園 |  | 主な河川 |
|  | 都市計画公園区域 |  | 街路樹 |
|  | 運動場・広場 |  | 野山北公園自転車道 |
|  | 生産緑地地区 |  | 武蔵野の路 |

図11-5 北西地域方針図

資料編



資料 1 施策の取組状況

施策の取組状況は、旧計画の方針と施策の内容について、関連する各部署に対して現在の実施状況の確認を行い、未実施のものについては、その理由や完了に向けての今後の課題を確認しました。

なお、各部署へのヒアリングは平成 23 年 9 月～12 月に実施しました。

● 公園・緑地等の整備

【旧計画の施策内容】

住区基幹公園、都市基幹公園、広域公園、都市計画緑地、都市公園及び条例等の公園については、公園種別の利用目的、配置方針に基づき、公園・緑地の確保に努めます。

【主な実績】

広域公園の整備拡充（総合運動公園の整備 1.40ha）

公園の新設整備 2.31ha

（プリンスの丘公園 1.18ha さいかち公園 0.95ha 西大南樹林公園 0.18ha）

【実績に対する課題】

公園・緑地の整備量は、新たな公園が整備されたことにより増加していますが、公園・緑地の都市計画決定面積は約 250ha に対して、整備面積は約 120ha と半分程度であり、都市計画決定している公園区域の整備の推進が必要です。

● 制度上安定した緑地の指定

【旧計画の施策内容】

生産緑地地区、近郊緑地保全区域及び保存樹林などの法令・条例によって指定する緑地について方針を定めています。これらの緑地のうち、生産緑地地区は一定の減少はあるものの、その他の緑地は基本的には現状維持に努めます。

【主な実績】

生産緑地地区の追加指定（平成 15 年度より）は 75 件、7.8ha

生産緑地地区全体の推移（平成 8 年度→平成 24 年度）は 5 件、9.4ha の減少

保存樹林の推移（平成 8 年度→平成 24 年度）は 3.6ha の減少

【実績に対する課題】

生産緑地地区の農地は追加指定を行っているものの減少しているため、今後も保全が必要です。

市条例に基づく保存樹林は、指定の解除により減少が進んでおり、平地部の樹林の保全が重要となっています。

● 公園・緑地等の緑化

【旧計画の施策内容】

都市公園の緑化率を十分に確保するとともに、その質的向上を図り、整備や管理に当たっての住民参加を推進します。

【主な実績】

近隣公園・総合公園の目標緑化率 50%以上は達成

街区公園・運動公園・その他公園の目標緑化率 30%以上は達成

公園のバリアフリー化を公園再整備にあわせて順次実施

避難場所に指定されている都市公園、児童遊園及び運動広場の一部には備蓄倉庫と耐震性貯水槽を設置

道草広場（ポケットパーク）を2箇所整備

【実績に対する課題】

新たな公園整備や改修工事の計画段階及び管理・運営の住民参加については、今後の公園整備時には積極的な参加を促す仕組みを検討する必要があります。

また、公園・緑地等ボランティアを充実していくことで、住民参加による管理・運営へ発展する可能性があり、仕組みづくりが必要となります。

● 公共・公益施設の緑化

【旧計画の施策内容】

公共・公益施設の緑化を積極的に推進します。

【主な実績】

公共・公益施設の目標緑化率 20%は公共施設全体では達成

（施設によっては緑被率が低いものもあった）

学校の緑被率は 10%台

（平成 22 年から3箇年計画で校庭芝生化事業を推進）

【実績に対する課題】

公共施設の緑化は先導的な役割を担っており、今後も質の高い緑化に努める必要があります。特に、小・中学校は地域の拠点となる施設であり、緑化整備によってみどりの拠点が形成できるとともに、子どもたちがみどりに関心を持つ機会にもなるため、豊かな緑化環境の整備が重要です。

● 道路の緑化

【旧計画の施策内容】

可能な限り道路緑化を図り、みどりのネットワーク化を推進します。

【主な実績】

道路築造、改修時にあわせた街路樹整備

歴史散策マップの作成と案内板の設置

【実績に対する課題】

今後も道路整備にあわせて街路樹整備を進め、みどりのネットワークを充実していくことが必要です。また、質の高い緑化環境を形成するために、適正に管理していくことも重要です。

● 水辺空間の緑化

【旧計画の施策内容】

地域の自然や歴史・文化を育み水とのふれあい空間として市民が親しめるような空間形成を図ります。

【主な実績】

残堀川の河川改修にあわせて、良好な歩行空間が形成

小河川の底部の生き物が棲めるように整備

残堀川の河川清掃を市民、東京都及び市の協働により年1回実施

【実績に対する課題】

残堀川と同様に、空堀川の河川改修にあわせた親水緑地広場等の整備について、引き続き東京都への要請が必要です。

水とみどりのネットワークを充実するためには、市内の小河川についても環境改善を図る必要があります。

● 民有地の緑化

【旧計画の施策内容】

接道部の緑化などにより身近なみどりを可能な限り増やし、緑あふれる美しいまちなみの形成を推進します。

【主な実績】

学校と地域が連携した「花いっぱい運動」の実施

みどりのカーテン材料キットの配布を平成21年度より実施

「武蔵村山市まちづくり条例」に基づいた緑化指導の実施

生け垣、樹木等の管理に対する奨励金の交付と金額の見直しの実施

【実績に対する課題】

市内157地点の平均緑視率は、平成8年度の15.6%から14.6%に減少し、住宅建て替えなどに伴う庭木の消失が要因の一つとなっています。

緑化環境の優れたまちなみの形成には、地域住民の協力が不可欠のため、緑化誘導の仕組みづくりが必要です。

● 狭山丘陵の保全・活用

【旧計画の施策内容】

狭山丘陵の豊かな自然を保全し、人と自然のふれあいの場、いこいの場として活用を図っていきます。

【主な実績】

野山北・六道山公園、中藤公園及び観音寺森緑地の重点公園・緑地への位置付け
東京都による野山北・六道山公園の住民参加による里山文化の維持管理の実施

【実績に対する課題】

狭山丘陵は本市の貴重なみどりの財産であり、今後も公有地化について東京都への協力・要請が必要です。

● 樹林・樹木の保全

【旧計画の施策内容】

市街地の残された平地林・社寺林、大樹及び良好な生け垣を可能な限り保全していきます。

【主な実績】

西大南樹林公園は公有地化に向けた協議を実施
保存樹木等の管理に対する奨励金の交付と金額の見直し

【実績に対する課題】

保存樹林は指定の解除により、指定面積の減少が続いています。今後も市街地に残る貴重な大樹、樹林の保全のために、引き続き、保存樹木及び樹林等の指定を行いながら、樹林地の公有地化を進める必要があります。

● 農地の保全

【旧計画の施策内容】

生産緑地地区については適正な保全・活用策を検討していきます。
市街化調整区域内農地は保全します。

【主な実績】

平成15年度より毎年度生産緑地地区の追加指定を実施
小学校の学習園は4校(約1,650㎡)で実施

【実績に対する課題】

都市環境の保全や防災の観点から必要となる農地は、引き続き、生産緑地地区への追加指定を行うなどの対応が必要です。

市街化調整区域内農地は、引き続き保全に努めます。

● 市民の参加・協力

【旧計画の施策内容】

緑化活動を推進するため、市民、事業者及び行政の協働の仕組みをつくります。

【主な実績】

平成22年度に公園・緑地等ボランティア制度を発足し、除草・ゴミ収集などの活動を実施

東京都では野山北・六道山公園での里山ボランティアを実施

【実績に対する課題】

公園・緑地等ボランティア制度が発足し、参加者も少しずつ増えています。今後も、より多くの市民が積極的に参加・協力できるような仕組みをつくり、市民協働による緑化活動を推進する必要があります。

● 普及・啓発活動

【旧計画の施策内容】

みどりに関する知識を高め、日常生活におけるみどりの重要性についての認識を深めます。また、市内のいろいろなみどりを市民の貴重な財産として、いつくしむ心を育てます。

【主な実績】

野鳥観察会の実施

樹名板の設置

学習田における水田実習の実施

【実績に対する課題】

みどりに親しみ、育てていくために、みどりに関する情報発信が重要であり、また、行政側からだけでなく、市民からも情報発信ができる仕組みづくりが必要です。

特に、次世代を担う子どもたちのみどりに対する認識を高めることが重要です。そのためには、学校以外においても、みどりにふれあう場を増やすことが必要です。

資料 2 みどりに関する市民の意識

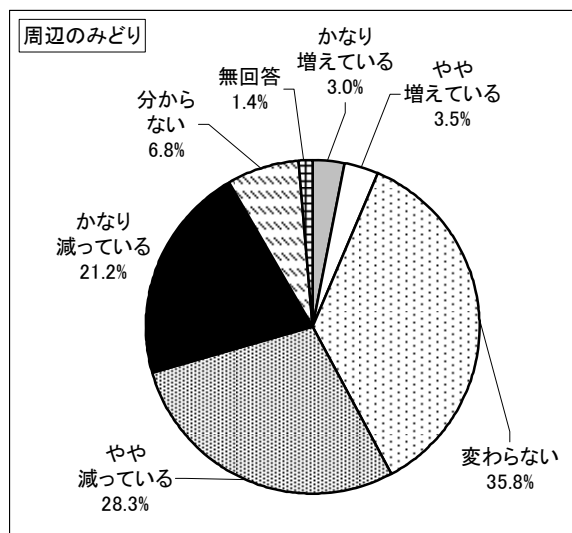
本計画の策定に当たって、みどりについてどのように感じているか、どのようなみどりのまちづくりを望んでいるかなど、市民の意識を把握するために、20歳以上の市民1,500人を対象にアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果の概要（抜粋）は以下のとおりです。

実施期間	平成23年10月1日～平成23年11月30日
有効回答数	604件
有効回収率	40.3%

● 周辺のみどりの変化

あなたの家の周りのみどりは3～4年前に比べて増えていますか。

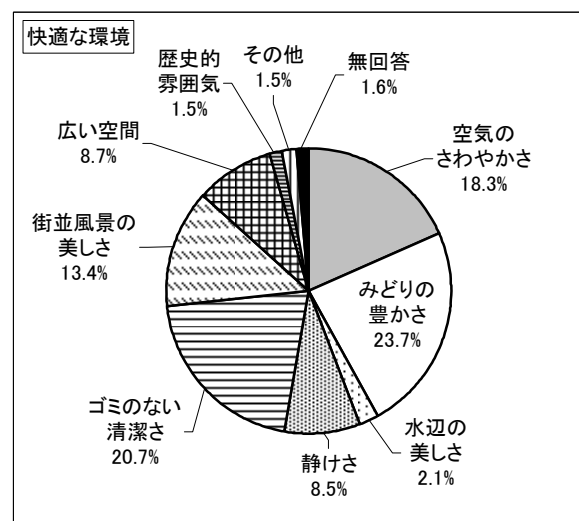
みどりの量的な経年的な変化については「変わらない」が35.8%と最も多く、次いで「やや減っている」が28.3%、「かなり減っている」21.2%で、回答者の約50%が減っていると感じていました。



● 快適な環境からイメージするもの

あなたは「快適な環境」という言葉からどのようなことを思い浮かべますか。

「快適な環境」のイメージとして「みどりの豊かさ」が23.7%と最も多く、次いで、「ゴミのない清潔さ」20.7%でした。上位項目ではみどりが必須条件であるといえます。

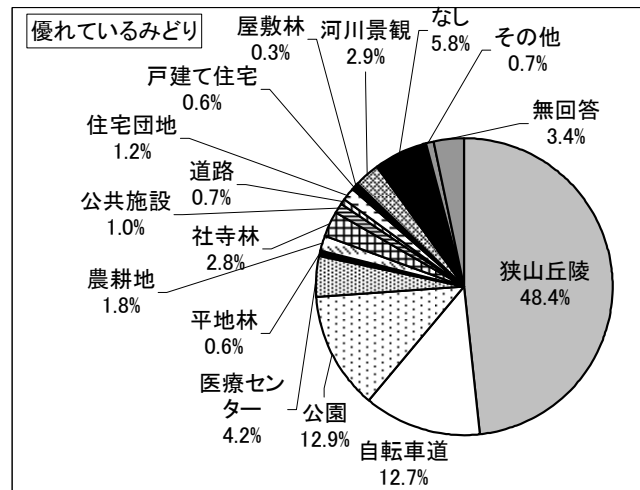


● 優れているみどり

自然的景観や緑化環境が優れているとお考えの場所はどこですか。

「狭山丘陵の里山景観」との回答が圧倒的に多く48.4%でした。次いで、「大南公園などの公園のみどり」が12.9%、「自転車道のみどり」が12.7%とほぼ同じでした。

上位の項目は武蔵村山市を象徴する緑地で、市民に親しまれていることが分かります。

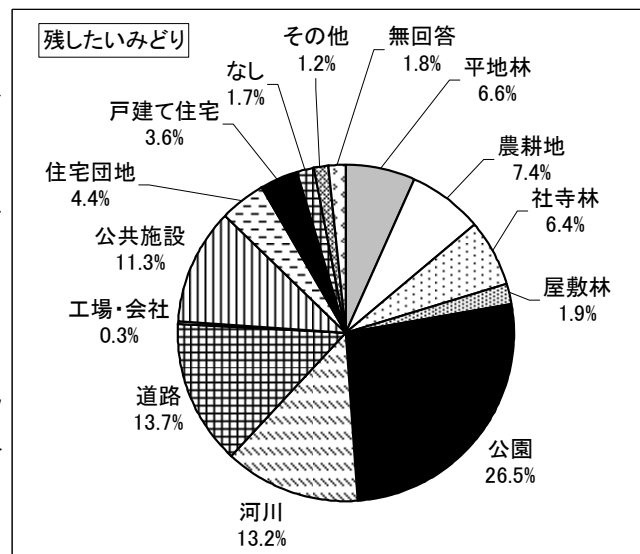


● 今後残しておきたいみどり

あなたの住んでいる近くで、今後残しておきたいと思うみどりは何ですか。

「公園」26.5%が多く、次いで、「道路に沿ったみどり」13.7%、「川のみどり」13.2%、「学校などの公共施設のみどり」11.3%でした。

今後とも担保していきたいみどりが、インフラ整備に関連するものが多く、今後整備するうえで住民意見を取り入れて進めていく必要があります。

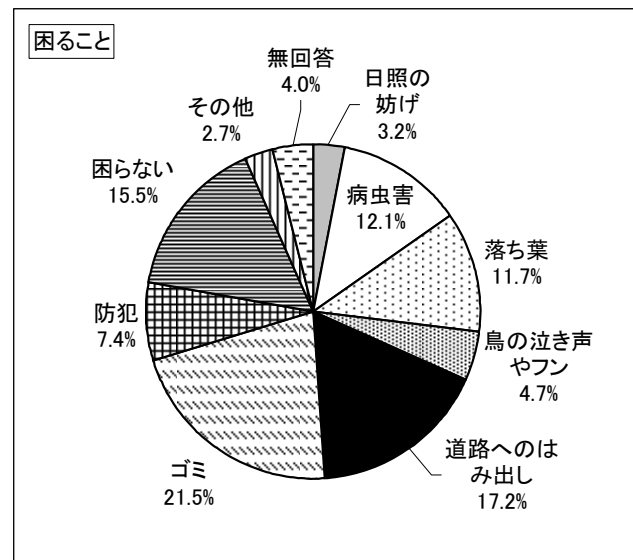


● みどりに関して困ること

あなたの家の周りの林や樹木について、最近お困りになったことがありますか。

「植え込みにゴミが捨てられている」21.5%、「道路に枝葉がはみ出し、視界を遮るなど交通に支障がある」17.2%、「困ったことはない」15.5%、「病虫害が発生する」12.1%、「花びらや落ち葉が道路などに落ちる」11.7%でした。

不法投棄や清掃管理の苦情と樹木維持管理上の苦情が多い結果でした。ゴミについてはマナー意識の問題ではありますが、捨てにくくさせる工夫も必要です。

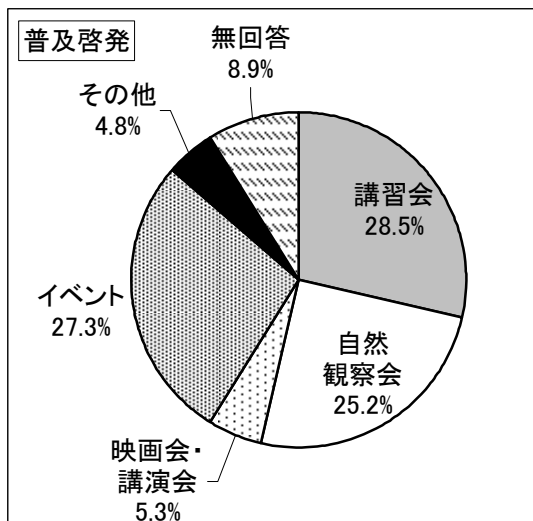


● 普及・啓発の方法

みどりの保全や緑化の必要性を普及・啓発するために、市はどんなことをすれば良いとお考えですか。

「花植え、樹木の剪定などの講習会の開催」が28.5%、「緑化コンクール、緑化祭などのイベントの開催」が27.3%、次いで「身近なみどりに親しむための自然観察会等の開催」が25.2%でした。

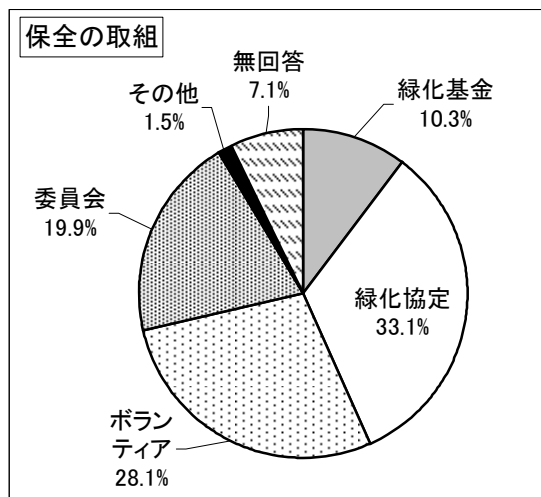
映画会、講演会等より、自らが参加し行動する機会を得ることのできる会やイベントが望まれていました。



● 市民・行政の協働

身近なみどりの保全や緑化は、行政と市民が一体となることによってはじめて取り組むことができます。このためには、どのようなことをすれば良いと思いますか。

「樹林などの所有者の方々と市が緑化協定を結び、みどりの保全を進める」が33.1%、「市民による緑化ボランティアにより、市内のみどりの管理や緑化の充実を進める」が28.1%で高い比率で上位を占めています。

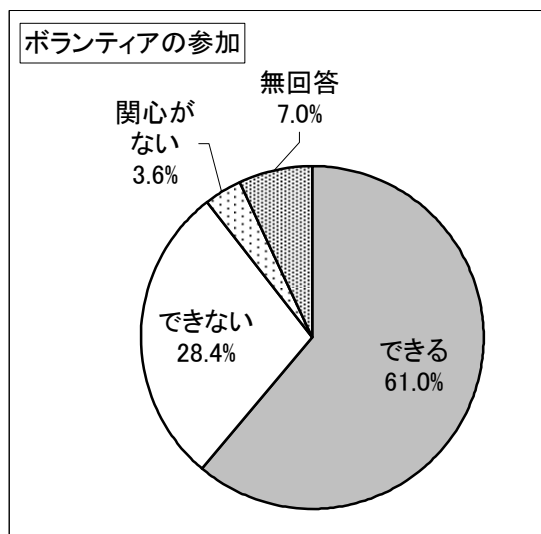


● ボランティアの協力・参加

あなたは今後、市が行う身近なみどりや生き物に関する調査や活動、ボランティアなどに協力・参加してもよいとお考えでしょうか。

「内容によってはできる」が61.0%と高い比率を示しており、関心度が高いことを示しています。次いで「できない」が28.4%、「関心がない」は3.6%でした。

ボランティア参加、協力に対して非常に積極的な意欲を示していました。



資料3 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例

昭和61年3月31日条例第10号

改正

平成11年3月8日条例第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市内のみどりの保護及び育成を図り、もって市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、みどりの保護及び育成のための総合的な施策を策定し、その推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らみどりを守り、植樹するなどその育成に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、積極的にみどりの保護及び育成に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 みどりの保護

(緑地保護地区の指定)

第5条 市長は、みどりの保護を図るため必要があると認めるときは、武蔵村山市緑化審議会に諮り、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、緑地保護地区を指定することができる。

(保存樹木等の指定)

第6条 市長は、みどりの保護を図るため必要があると認めるときは、樹木又はその集団のうち規則で定める基準に該当するものを、所有者等の同意を得て、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

(適用の除外)

第7条 前2条の規定は、特に法令又は他の条例の規定により指定されたものについては、適用しない。

(保護の義務等)

第8条 何人も、保存樹木等を損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。

2 所有者等は、緑地保護地区を保護し、保存樹木等について、枯損の防止その他の保護に努めなければならない。

(奨励金の交付)

第9条 市長は、緑地保護地区又は保存樹木等の保護を図るため、その所有者等に対し、奨励金を交付することができる。

(届出義務)

第10条 所有者等は、緑地保護地区内において次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 樹木の伐採
- (2) 土地の形質の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、みどりの保護に重大な影響を及ぼすおそれのある行為

2 所有者等は、保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成11年条例5号〕

(指定の解除)

第11条 市長は、緑地保護地区又は保存樹木等について、枯死等により指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があるときは、緑地保護地区及び保存樹木等の指定を解除することができる。

3 所有者等は、市長に対し、緑地保護地区及び保存樹木等について、前項の規定による指定の解除をなすべき旨を申請することができる。

(告示及び標識の設置)

第12条 市長は、緑地保護地区又は保存樹木等の指定をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、これを表示する標識を設置しなければならない。

2 市長は、緑地保護地区又は保存樹木等の指定を解除したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(助言等)

第13条 市長は、所有者等に対し、緑地保護地区及び保存樹木等の管理、枯損の防止その他の保護について、必要な助言及び援助をすることができる。

第3章 みどりの育成

(緑化活動の援助)

第14条 市長は、みどりの育成の推進を図るため、市民の緑化活動を援助する施策を講じるものとする。

(公共施設の緑化)

第15条 市長は、緑地の確保に資するため、公用又は公共用の施設のみどりの育成に努めるものとする。

(緑化義務)

第16条 市内において宅地開発を行う者は、この条例の趣旨に沿って積極的にみどりの育成に努めなければならない。

2 市長は、必要がある場合は、前項の宅地開発を行う者に対し、みどりの育成について、指導及び助言をすることができる。

第4章 審議会

(審議会の設置)

第17条 市長の諮問に応じ、みどりの保護及び育成に関する重要事項を調査し、及び審議するため、武蔵村山市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成11年条例5号〕

(審議会の組織)

第18条 審議会は、次に掲げるところにより、市長が委嘱する委員8人をもって組織する。

(1) 学識経験者 4人

(2) 市民 4人

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成11年条例5号〕

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月8日条例第5号）

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

資料 4 武蔵村山市緑化審議会規則

武蔵村山市緑化審議会規則

昭和 61 年 3 月 31 日規則第 5 号

改正

平成 9 年 7 月 8 日規則第 29 号

平成 16 年 3 月 31 日規則第 13 号

平成 18 年 3 月 28 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例（昭和 61 年武蔵村山市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 18 条第 3 項の規定により、武蔵村山市緑化審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、都市整備部道路公園課において処理する。

一部改正〔平成 9 年規則 29 号・16 年 13 号・18 年 3 号〕

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 8 日規則第 29 号）

この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 13 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日規則第 3 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

資料5 武蔵村山市緑化審議会委員名簿

氏名	区分	委嘱期間
◎ 宮林 茂幸	学識経験者	平成23年4月1日～平成25年3月31日
○ 比留間 正誼	市民	平成23年4月1日～平成25年3月31日
五十嵐 政郎	学識経験者	平成23年4月1日～平成24年3月31日
細岡 晃	学識経験者	平成24年4月1日～平成25年3月31日
瀬上 和恵	学識経験者	平成23年4月1日～平成25年3月31日
布田 傑	学識経験者	平成23年4月1日～平成25年3月31日
高橋 勇治	市民	平成23年4月1日～平成25年3月31日
網代 準一	市民	平成23年4月1日～平成25年3月31日
吉野 正博	市民	平成23年4月1日～平成25年3月31日

◎ 会長 ○副会長

資料6 武蔵村山市緑化審議会開催状況

平成23年度

回数	開催日時	議題
第1回	平成23年6月2日(木)	(1) 委員への委嘱書交付 (2) 会長・副会長の互選 (3) 市内のみどりの現状視察等
第2回	平成23年9月29日(木)	(1) 市民アンケート調査内容について (2) その他
第3回	平成24年2月22日(水)	(1) アンケート調査(結果報告) (2) 緑視率、緑被率調査(結果報告)

平成24年度

回数	開催日時	議題
第1回	平成24年5月15日(火)	(1) みどりの基本計画改訂内容の概要について (2) 平成24年度の作業工程について (3) その他
第2回	平成24年7月31日(火)	(1) 現状のみどりの課題整理について (2) 改訂の視点整理について (3) 計画の基本方針について (4) その他

回数	開催日時	議題
第3回	平成24年10月17日(水)	(1) 計画のフレームと目標設定について (2) みどりの配置に関する方針について (3) みどりの将来像の実現に向けた施策 (4) その他
第4回	平成24年11月16日(金)	(1) 緑化重点地区について (2) 計画の推進について (3) 地域別方針について (4) 武蔵村山市みどりの基本計画改訂(素案)について (5) その他(パブリックコメントについて)
第5回	平成25年1月23日(水)	(1) パブリックコメントについて (2) 東京都との事前協議に係る意見書について (3) 市内部(関係各課)からの回答事項について (4) その他
第6回	平成25年2月25日(月)	(1) 武蔵村山市みどりの基本計画改訂について (報告及び内容確認) (2) その他

用語解説

－ア行－

●アダプト制度

行政が、特定の公共施設（道路、公園及び河川など）について、市民や民間企業等と定期的に美化活動等を行うよう契約する制度。

なお、美化活動等を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対して一定の支援を行うという形式が多い。日本では1998年から導入が始まった。

●運動公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。

●エコロジカルネットワーク

野生生物の生息地間をつなぐ、野生生物の移動に配慮した連続性のある緑地や水辺などの空間。生態系ネットワークなどとも言われる。

●NPO（エヌ・ピー・オー）法人

政府・自治体や企業とは独立した存在として市民・民間の支援のもとで医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う組織・団体。民間非営利団体、法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。

●オープンガーデン

英国を発祥とする、個人の家の庭（プライベートガーデン）をチャリティーとして公開するという活動。

●オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など建物によって覆われていない開放的な広がりをもつ場所。

－カ行－

●街区公園

都市公園法の公園種別の一つで、住民に最も身近な公園。

●概成

ほぼ出来上がること。

●海道緑地保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」の規定に基づき保全される地域。

本市では、伊奈平地区の一部の樹林地が指定されている。

●開発行為

都市計画法に規定され、主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。具体的には道路などの新設による区画の変更や切土、盛土などによる土地の形質の変更が該当する。

●学習園

本市の小学校において、体験学習の一環として借地契約を結び利用している田畑（学習栽培園）。

●かまどベンチ

通常時はベンチとして使用するが、災害時には座板を取り外してかまどとして活用することができるもの（P54 参照）。

●観音寺森緑地

自然的環境などを有する都市計画緑地として、昭和36年に約15.75haの計画面積で都市計画決定された緑地。

●基幹公園

住区基幹公園と都市基幹公園を合わせた公園。

住区基幹公園、都市基幹公園参照

●近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の近郊整備地帯の緑地であって、樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものを「近郊緑地」とし、この緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、「近郊緑地保全区域」に指定している。

本市は狭山近郊緑地保全区域（昭和42年2月指定）1,607haのうち、81.10haが指定されている。

●近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣に居住する者が利用することを目的に設置される公園で、幼児から老人まで全ての年齢層に利用されるよう、施設が配置された公園。

●グリーンヘルパー

自然や環境問題に関心を持ちながら、活動の場や組織がないために活動できない方々に、その「思いとエネルギー」を行動に結びつける足がかりとして、学習と活動の場を提供し、「みどりのまちづくり」を推進する地域活動のリーダー。

●景観緑三法

我が国で初めての景観に関する総合的な法律。景観計画の策定など総合的に施策を講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力のある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としたもの。景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律を合わせて景観緑三法と呼んでいる。

●建築協定

建築基準法に基づき、土地や建物の所有者が建物に関するルールを自ら定める制度。

●広域公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションに対応することを目的とする公園。

●コミュニティ道路

歩行者が安全で快適に歩行ができるようにした道路。車の速度を抑えるために、道路を曲げたり、障害物を設置するなどしている。歩車共存道路ともいう。

ーサ行ー

●里山林

人為的に形成され、維持されてきた二次林をさし、その周辺の農地や用水路、草地などをあわせた地域のことを里山という。関東地方の二次林は、主にコナラ、クヌギなどからなる雑木

林である。

●市街化調整区域内農地

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分内にある農地。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

●自然公園

自然公園法と東京都立自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために指定された区域。

●市民農園

農地の所有者などが、レクリエーションなどの余暇活動として近隣の住民のために、農作物を栽培する場として供される農園。

●借地公園

公園管理者がその土地物件に係わる権原を借り受けにより取得した都市公園。貸借契約が終了した場合は都市公園を廃止できる。

●住区基幹公園

安全で快適な生活環境、レクリエーション及び休養のためのスペースを確保するため、住民の日常的で、身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から、街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。

●首都圏近郊緑地保全法

首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することが、首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことができない条件であることから、その保全に関し必要な事項を定めた法律。近郊緑地保全区域の指定、同区域内の各種行為の規制、保全に要する費用の負担等が定められている。

●親水性

川などの水と触れたり、接したり、近づくことで、水に親しみを深めること。近年、河川整備においては、「治水」や「利水」とともに「環境」が配慮され、「多自然川づくり」や「親水公園の整備」、さらには「親水活動」など、生態系や親水機能を重視した整備や活動が、注目されている。

なお、本市では残堀川に親水緑地広場が整備されている。

●生産緑地地区

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを、計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に市町村長により指定されるもので、地区内では建築行為などが規制され、指定後 30 年が経過した場合などに、農地所有者が市町村長に買取りを申し出ることができる。

●生物多様性基本法

生物多様性の保全を目的とした基本法として平成 20 年 6 月に施行された。生物多様性のもたらす恵みを次世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求めるなど、生物多様性の保全施策に関する規定を整備。また、政府による生物多様性国家基本計画の策定や、地方自治体による計画策定なども定めている。

●総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主に都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的、有機的に配置するものとされている。

ー夕行ー

●滞在型市民農園

宿泊可能な小屋のある農園。ドイツで 200 年の歴史を持つ「クラインガルデン」の形態をまねた施設。

●多自然川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、又は改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめるようにする自然環境に配慮した川づくり。具体的には、多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性にある環境の確保、その川にふさわしい生物の生息・生育環境の保全・復元を目標とする。国土交通省が所管する河川事業のひとつで、平成 2 年に創設された。以前は多自然型工法、多自然型川づくりとしていたが、個別の河川工事でなく河川全体の営みを視野に入れた環境づくりや河川管理の全ての段階で協働して川づくりする考えから平成 18 年から「多自然川づくり」に改称している。

●多摩開墾

市内の南西部に位置する広大な農地で、キャベツや小松菜などが栽培されており、面積は約 56ha である。

●地区計画

それぞれの地区の特性をいかした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法第 12 条の 5 の規定に基づき、一体的な街区について、街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市区町村が定める計画制度。

●地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。

●東京都景観計画

景観法の施行、東京都景観審議会の答申（平成 18 年 1 月）を踏まえ、都市計画法や建築基準法に基づく諸制度、屋外広告物条例の活用も図り、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示した計画。計画の中で景観形成において特に重要な地域を景観基本軸と設定しており、狭山丘陵は丘陵地景観基本軸として区域指定され、丘陵地の山裾から概ね 500m までの周辺地域が丘陵地と一体となって景観をつくりだしている区域としている。丘陵地景観基本軸の位置を P108 に示す。

●特別緑地保全地区

都市緑地法第 12 条による制度で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

●都市基幹公園

都市を単位として、安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために設けられる基幹的な公園。その機能から総合公園と運動公園に区分される。

●都市計画公園

都市計画法第 11 条に規定する都市施設である公園として、都市計画決定されたもの。休憩、遊戯、運動及びレクリエーションなどに活用される他、災害時の避難場所としても重要な役割

を果たす。

●都市計画公園・緑地の整備方針

みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示すことを目的とした東京都の計画。整備の重点化を図る事業化計画を具体的に示し、「重点化を図る公園・緑地」、「重点公園・緑地」、「優先整備区域」などを設定している。

●都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

●都市計画マスタープラン

住民に最も身近な自治体である市区町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地区毎の整備、開発又は保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。本市では「武蔵村山市まちづくり基本方針」として策定している。

●都市計画緑地

主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。

●都市公園

都市公園法第2条に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地のこと。

●都市緑地法

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、昭和48年に制定された旧・都市緑地保全法が平成16年の法改正(いわゆる景観緑三法の制定)により改称したもの。

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置付け、緑地保全地域内での行為規制や緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規定している。

●土曜日チャレンジ学校

子どもたちが土曜日を有効に活用し、様々な体験活動や観察を通して、市内の自然、生活、文化について学んだり、また、勉強が得意な人もそうでない人も、楽しく学んだりすることができる場。本市では青少年健全育成の一環として行っている。

－ナ行－

●中藤公園

狭山丘陵の豊かなみどりを保全・活用する目的から平成5年に約57.70haの計画面積で都市計画決定された広域公園。

●農業体験農園

農園主が作物を限定・計画し、農園主の指導によって栽培を行う。主に種まきや収穫などの要所を体験できる。種苗や資材等も農園主が用意。

●農の風景育成地区制度

食料生産の場だけではなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難の場としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を果たす農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐことを目的として東京都が創設した制度(平成23年8月施行)。

●野山北・六道山公園

狭山丘陵の豊かなみどりを保全・活用する目的から都市計画決定された計画面積約260ha(本市域分約130ha)の瑞穂町にまたがる都内最大級の広域公園。雑木林を核とした遊びの森や冒険の森、田んぼなど昔懐かし里山の風景や民家が整備され、都民に利用されている。

－ハ行－

●バリアフリー

高齢者、障がい者などが自立した生活をするために、バリア(障壁、不便さ)となるものを取り除き、暮らしやすい環境をつくること。

●ヒートアイランド現象

都市の活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象のこと。

●ビオトープ

「野生の生き物のすみか」という意味で、地

域にある草地、河川、池などもビオトープである。例えば、野鳥は餌をとる場所、子育てする場所、休息する場所と目的に応じて、一日、一年、一生のライフサイクルに、様々なタイプの「ビオトープ」を利用して生きている。

●保安林

公益目的を達成するため、伐採や開発に制限を加える森林で、農林水産大臣又は都知事が、森林法第25条の規定に基づき保安林として指定する。本市内に流れる残堀川沿いに水道局が所有する保安林は、後方の農用地などを風による被害から守るために指定されている。

●防災協力農地

農地の所有者と協定を締結し、災害時に避難所として利用する農地。

●防災公園

災害時に避難場所や活動拠点として活用できる公園。

●ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略でチョコッキのポケットほどの公園という意味。道路沿道などの一角に設けられた小さな空間で、憩いや語らいの場として植栽や休憩施設等を設置している。

●保存生け垣

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、生け垣をなす樹木の集団で、道路に面し、高さ約1m以上、長さ約10m以上の連続したものについて、管理費の一部を補助する制度。

●保存樹木

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、高さ約10m以上、地上1.5mの幹周り約1.5m以上の樹木について、管理費の一部を補助する制度。

●保存樹林

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、市街化区域内の500㎡以上の樹林地について管理費の一部を補助する制度。

ーマ行ー

●マンホールトイレ

災害時に、排泄物を公共下水道に直接流す仕組みの仮設トイレ。

●緑確保の総合的な方針

現在の東京の緑について、特に減少傾向にある民有地の緑をまちづくりの取組の中で計画的に確保することを目的とした東京都の計画。期間は平成22年度から31年度の10年間とし、計画期間内に緑地の買収により保全するもの、又は法や条例等に基づいて強い規制をかけることにより、確実に保全していくものとして狭山丘陵が挙げられている。

●民間遊び場

本市において自治会が管理する武蔵村山市児童遊園条例に規定する児童遊園に類する施設で、土地の所有者の承諾を得て設置し、幼児、児童に無料で開放され、管理体制が確立している要件を備えている遊び場。

●民間による体験農園

農家や法人が運営する農園。農園主は農園を「貸す」のではなく、自らの農業経営の一環として、ユーザーに農作業を体験させる「体験利用方式」が多い。

●武蔵野の路

東京の各地域の自然、歴史、文化にふれながら、周回する全長270kmの散策路。21のコースが東京都を周回するようにつながっている。「多摩湖コース」はそのうちのひとつで、瑞穂町の青梅街道の交差点（吉野岳地藏堂）から武蔵村山市内の残堀川（残堀川自転車道）を南下し、野山北公園自転車道、かぶと橋を経て、多摩湖自転車道を通り西武多摩湖線武蔵大和駅までの、10.2kmのコースである。

●武蔵村山市環境基本計画（改訂版）

環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、平成18年12月策定し、平成24年5月に改訂を行った。

●武蔵村山市協働事業提案制度

「協働型事業部門」と「団体育成型部門」の2区分に分けて、市民活動団体の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集する制度。提

案が採択された事業は採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付される。

●武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針

平成18年1月に策定した市民協働を推進するための方向性を示した指針。協働に関する理解の促進、協働事業の推進、協働事業の評価と見直し、協働事業を進めるための環境づくり、情報公開と共有化の5つの柱を定めている。

●武蔵村山市市民協働推進マニュアル

平成19年3月に策定した市民協働を具体的に進めていくための手引。協働に対する理解の促進と、協働を進めるための手法についてのポイントを整理している。

●武蔵村山市第四次長期総合計画

本市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その手段などを総合的、体系的に示す市の根幹となる計画。第四次長期総合計画は平成23年2月に策定され、計画の期間は平成32年度までの10年間である。

●武蔵村山市まちづくり基本方針

市の将来像を明確に分かりやすく示し、総合的なまちづくりの指針。平成16年3月に策定し、平成24年度現在は改訂作業中である。

●武蔵村山市まちづくり条例

まちづくりにおける市民参加の仕組みや開発事業の手続き及び基準などを定め、市の特性をいかした快適なまちづくりを協働で行うことにより、住みがいのある魅力的なまちづくりの推進に資することを目的とする条例。平成24年4月より施行。

ーヤ行ー

●屋敷林

落ち葉による堆肥生産や屋敷の防風、垣根の代わりとして、屋敷を取り囲むように植えられている樹林。

●谷戸

丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形、また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともある。森、沼地、水田と数多くの動植物から構成される豊かな生態系を持つが、戦後の大規模な住宅造成によ

る環境が失われた谷戸も多い。近年は身近な里山として保存運動も盛んである。

●優先整備区域

都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組を定めた「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」において、平成32年度までに優先的に整備を進めるとされた区域。

●ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」とは「普遍的な、全ての」という意味。ユニバーサルデザインは障がいの有無、年齢、性別、体格などにかかわらず、施設や製品、環境などが全ての人にとって使いやすく考えられた、人にやさしいデザインのこと。

ーラ行ー

●立体都市公園

都市公園の区域を立体的に定めることにより、土地の有効活用と都市公園の効率的な整備を図る制度。これにより人工地盤上に都市公園を設置するなど他の施設と都市公園を一体的に整備することができる。

●緑視率

目に見える緑の割合によって、その場所について「安らぎのある」「さわやかな」「潤いのある」と感じるものがわかっており、緑を平面的に捉えるだけでなく、立体的に捉えることの重要性から視野の範囲内で視覚される緑の量を表す言葉として用いられている。

●緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等が生け垣の設置など自らの土地の緑化や緑地の保全の取組を法的な根拠を持つルールとして位置づける制度。

●緑地保全地域

都市緑地法第5条に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。都市計画法における地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行っている。

●緑被

植生（樹木、草）に覆われている土地のこと

で農地も含まれる。また、緑被率とは一定の地区に対する緑被の割合のことである。緑被を把握することで、市域のみどりの量や地域的な特性を知ることができる。

●緑化地域制度

都市計画法で定める地域地区の一つで、都市緑地法第34条に定められた制度で、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける地域地区。

●緑化率

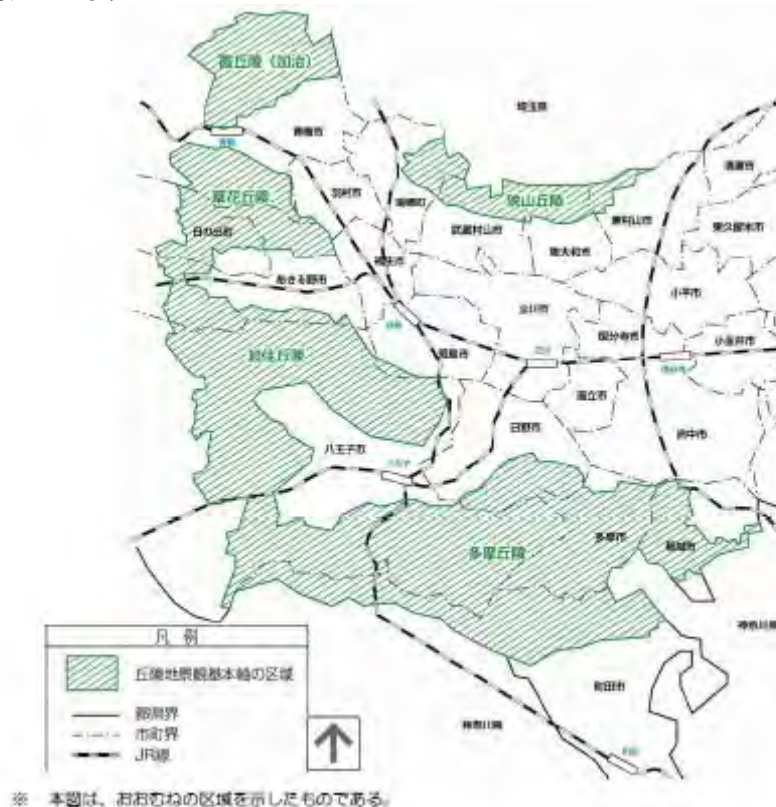
ある一定の敷地のうち、建物が建つ部分などを除いた土地に占める樹木や草などに覆われている割合のこと。特定の施設や地区のみどりの割合を知ることができる。

ーワ行ー

●ワークショップ

政策形成や公共施設の整備計画づくりなどにおいて、市民、専門家、行政などが共同で作業し知恵を出し合いながら、案を作り上げていく手法。

参考図 丘陵地景観基本軸の位置
(東京都景観計画より)



ハート & グリーン

武蔵村山市第二次みどりの基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）

発行年月／平成 25 年（2013 年）3 月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市都市整備部道路公園課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

電話 042-565-1111（代表）

